

The Seto Shinkin Bank
Report 2022

せとしん ディスクロージャー誌



北川 民次
「哺 育」
1964年

基本方針

瀬戸信は
法令を遵守し社会的責任を遂行する
地域社会の発展に貢献する
取引先の繁栄に奉仕する
健全で効率的な経営に徹する
職員の幸福を増進する

当金庫の概要 (令和4年3月末現在)

本店所在地	愛知県瀬戸市東横山町119番地の1
設立年月日	昭和17年11月1日
預積金	2兆1,615億円
貸出金	1兆983億円
出資金	12億9百万円
自己資本比率	12.48% (単体)
会員数	61,370名
店舗数	72か店 (うち出張所4か店)
店舗併設ローンセンター	2か所
役職員数	1,248名

C O N T E N T S

あいさつ 1

せとしんの経営

第11次中期経営計画 2
地域密着型金融 3
事業の概況 4
SDGs宣言 6

せとしんの活動

せとしんのこの1年、トピックス 7
人材育成への取組み、環境への取組み、助成活動 8

せとしんの取組み

せとしんの沿革 9
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み 10
総代会について 12
コンプライアンスへの取組み 15

リスク管理強化への取組み 16

顧客保護等への取組み 18

信用金庫法開示債権 (リスク管理債権)、金融再生法開示債権 20

せとしんについて

役員、組織図、主要な事業内容 22
役職員数の推移、報酬体系 23
営業店舗のご案内、営業地区 24
店舗移転、瀬戸信用金庫アートギャラリー 26
業務のご案内 27
主な手数料 31

財務データ

単体情報 34
連結情報 51
開示項目一覧 61



北川民次画伯と瀬戸信用金庫

北川民次画伯（明治27年～平成元年）は、静岡県に生まれ、アメリカ、メキシコでの絵画制作に取組まれた後、瀬戸市にアトリエを構え、瀬戸を題材とした作品を数多く制作されました。瀬戸信用金庫のカレンダーは、昭和33年から現在に至るまで北川画伯の作品を採用しており、当初はカレンダー用にその原画を特別に描いていただきました。

ごあいさつ



平素より瀬戸信用金庫に格別のご愛顧を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受けられている皆さんに、心からお見舞いを申し上げます。

本年も引き続き皆さんに安心してお取引いただけけるよう、当金庫の現況と経営内容を開示した「せとしんディスクロージャー誌2022」を作成いたしましたので、ご高覧いただき、当金庫へのご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の波状的な感染拡大に加え、ロシアによるウクライナ侵攻により、世界経済に大きな影響が出てきています。新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の制約やサプライチェーンの混乱に加え、ウクライナ情勢の悪化による資源・エネルギーの価格高騰、さらに金融市場においても不安定な状況が続いており、先行きへの不確実性が高まってきています。

また、金融機関を取り巻く経営環境は、日本銀行のマイナス金利政策の長期化による預貸金利鞘の縮小や、余資運用利回りの低下など、引き続き厳しい状況が続いています。

このような環境下にあって、当金庫は、「金融仲介機能を発揮し、地域経済を支えていく」という信用金庫の使命を果たすため、役職員が一丸となり業務に取組んでまいりました。

その結果、令和3年度末には、預積金残高は2兆1,615億円、貸出金残高は1兆983億円となり、当期純利益は33億円を計上することができました。

当金庫では、現在、第11次中期経営計画に取組んでおり、この3年計画も2年が経過いたしました。「地域とともに～持続可能な地域社会の実現～」をビジョンに掲げ、「地域社会の発展」と「取引先の繁栄」に貢献し、地域・取引先・当金庫がともに発展できる「三方よし」の関係を目指し、積極的に取組みを進めているところであります。

当金庫は、今年11月に創立80周年を迎えます。これもひとえに、皆さまの永年にわたる温かいご支援の賜物であると深く感謝を申し上げます。これからも、皆さまの期待に応えるために、役職員が一丸となり、積極的に「地域社会の発展」と「お取引先の繁栄」に取組んでまいります。

今後とも何卒、倍旧のお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

理事長 成田順一

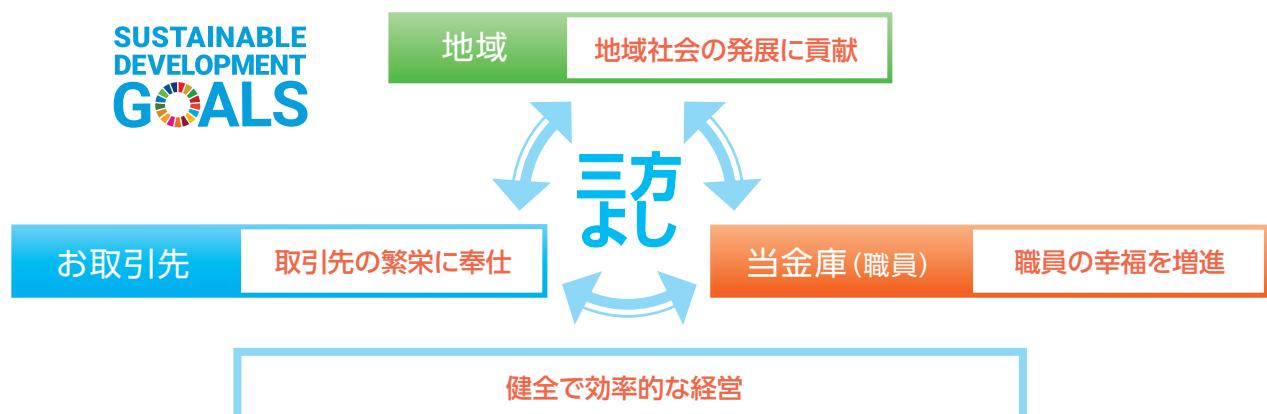
I [ビジョン]

「地域とともに」
～持続可能な地域社会の実現のために～

瀬戸信用金庫は

- ・地域社会の発展に貢献します
- ・健全で効率的な経営に徹します
- ・取引先の繁栄に奉仕します
- ・職員の幸福を増進します

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



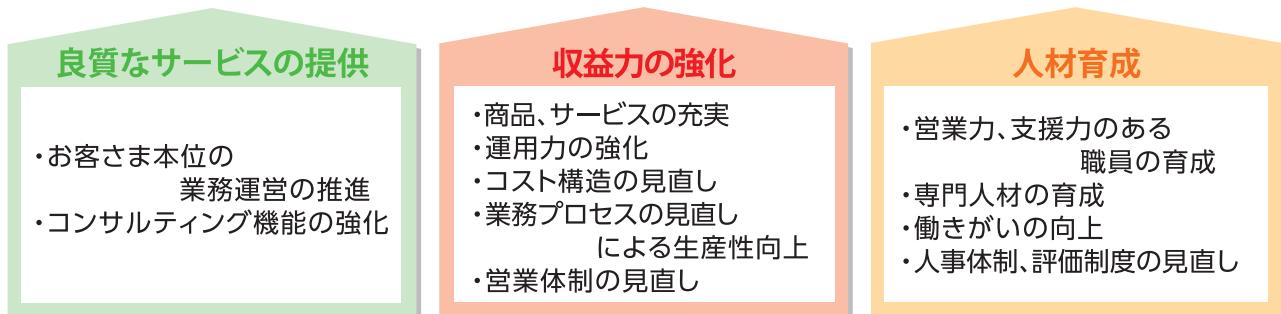
II [重点課題・重点施策]

テーマ 変革とチャレンジで、一步前へ!

■重点課題



■重点施策

**内部管理態勢の強化**

- ・コンプライアンスの徹底 (法令を遵守し社会的責任を遂行する)
- ・リスク管理態勢の強化
- ・サイバーセキュリティ対策の強化
- ・業務継続態勢の強化
- ・マニー・ローンダーリング対策の強化

■ 地域密着型金融推進計画（令和2年度～令和4年度）

当金庫はお客さまとの密接な関係を活かし、地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化、課題解決などに向けた様々な施策に取組んでまいりました。

今後も引き続き恒久的な取組みとして、さらに深化した地域密着型金融を目指します。

令和2年度から令和4年度の3か年は「『地域とともに』～持続可能な地域社会の実現のために～」のビジョンの下、右記の方針、項目について取組みます。

1. 基本方針

- (1) 当金庫は、地域経済の活性化や健全な発展のために、地域の中小企業等への経営サポートをはじめとして、積極的に、地域密着型金融の推進を図ります。
- (2) 当金庫は、SDGs(持続可能な開発目標)への取組みを通じて、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

2. 具体的な取組項目

- (1) お客さまへのコンサルティング機能の発揮
- (2) 地域の面的再生への積極的な参画
- (3) 地域やお客さまへの積極的な情報発信

3. 計画期間

3か年

4. 計画の公表

ホームページにて「地域密着型金融推進計画」を公表しています。

■ 地域密着型金融推進計画の取組状況(要約)

● 1. 令和3年4月～令和4年3月までの取組み

(1) お客さまへのコンサルティング機能の発揮

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまへの「資金相談」に加え、事業再構築補助金をはじめとした「公的施策の活用支援」、情報提供等による「本業支援」のほか、以下の取組みを行っています。

①創業、新事業支援

- ・瀬戸市や瀬戸商工会議所と連携した「せと・しごと塾」の開催、尾張旭市や尾張旭市商工会等と連携した「尾張旭市創業セミナー」の開催を通じ、創業支援に取組んでいます。

- ・「ものづくり補助金」の活用支援や、「知財活用ビジネスマッチング交流会」開催による開放特許活用支援など、企業の新事業展開や成長支援に取組んでいます。

②事業承継支援

- ・「愛知県事業承継ネットワーク」に参加し、事業承継診断の実施や事業承継ネットワークコーディネーターの派遣を通じ、事業承継相談を実施しています。

- ・外部機関や専門家と連携し、M&A相談を実施するとともに、M&Aに関する勉強会を開催し、職員のスキルアップに取組んでいます。

③事業再生支援

- ・中小企業活性化協議会や、愛知県・名古屋市信用保証協会と連携し、経営改善計画書の策定支援を行うとともに、経営改善計画の実行支援に取組んでいます。

(2) 地域の面的再生への積極的な参画

- ・地域創生に向け地方公共団体等における各種計画の策定や事業への積極的な参画を通じ、地域活性化に取組んでいます。
- ・公益財団法人瀬戸信用金庫地域振興協力基金は、地域社会の活性化のため、平成5年より、「瀬戸市、尾張旭市、長久手市、豊田市藤岡地区・小原地区、春日井市」の地方公共団体等と連携し、助成事業を行っています。
- ・「瀬戸信用金庫アートギャラリー」において、地域にゆかりの深い北川民次の作品や、地域の陶芸作品の常設展示のほか、地域の作家を中心とした企画展の開催を通じ、地域の魅力を発信しています。

(3) 地域やお客さまへの積極的な情報発信

- ・ホームページやディスクロージャー誌を通じた当金庫の取組みの発信に加え、LINEを活用し、地域情報の発信を行っています。
- ・景気動向調査の実施や公表を通じ、地域経済の状況を発信しています。

● 2. 計画の達成状況に対する分析・評価及び今後の課題

- ・計画は、ほぼスケジュール通りに進捗したと認識しております。
- ・令和4年度を最終年度とする第11次中期経営計画では「『地域とともに』～持続可能な地域社会の実現のために～」をビジョンに掲げており、お客さまとの密接な関係を活かし、さらなる地域経済社会の活性化や中小企業金融の円滑化、課題解決などに貢献してまいります。

事業の概況

金融機関を取巻く環境は、日本銀行の「マイナス金利政策」の長期化による、預貸金利鞘の縮小や、余資運用利回りの低下など、収益環境は厳しさを増しています。

このような状況の中、当金庫は「金融仲介機能を發揮し、地域経済を支えていく」という信用金庫の使命を果たすため、役職員が一丸となり業務に取組んでまいりました。特に「資金繰り支援」をはじめ「各種相談業務」には、全店舗を挙げて取組みました。また一方で、経営効率化への取組みとして、「経費の削減」や「店舗運営の効率化」、「事務の効率化・見直し」も積極的に進めてまいりました。

令和3年度の主な取組みとしては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお取引先に対し「資金繰り支援」を継続するとともに、ポストコロナに向けた「本業支援」にも積極的に取組みました。具体的には、ビジネスマッチングや販路開拓、補助金の申請、人材紹介、事

業承継やM&A、さらには経営改善や事業再生支援など、外部専門機関との連携を進め、コンサルティング機能の充実と強化を図りました。

また、SDGsへの対応としては、「せとしんSDGs応援ローン」の取組みをはじめ、「せとしんSDGs応援私募債(寄贈型)」等の引き受けを行いました。今後もお取引先とともに、持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

店舗に関しては、店舗運営の効率化のため、小牧支店の店舗用地を取得し新築移転いたしました。田代支店については、恵方支店の店舗内店舗といたしました。また、窓口業務の効率化を図るため、「窓口支援システム」を27店舗に導入し、累計で45店舗となりました。令和4年度中には全店舗に導入を完了し、窓口業務の効率化と利便性向上を進めてまいります。

■ 主要な経営指標の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
業 務 純 益 百万円	2,962	2,978	3,450	3,456	4,852
コア業務純益 百万円	2,413	2,894	2,928	3,445	4,961
経 常 収 益 百万円	23,629	23,634	23,772	21,227	22,020
経 常 利 益 百万円	3,078	2,564	2,719	3,218	4,710
当 期 純 利 益 百万円	1,912	2,251	1,840	3,061	3,317
出 資 総 額 百万円	1,199	1,195	1,200	1,209	1,209
出 資 総 口 数 千口	2,398	2,390	2,400	2,419	2,419
純 資 産 額 百万円	124,889	129,115	120,610	129,532	124,228
総 資 産 額 百万円	2,353,517	2,378,400	2,380,374	2,514,070	2,570,838
預 金 積 金 残 高 百万円	2,082,803	2,101,099	2,097,386	2,132,160	2,161,530
貸 出 金 残 高 百万円	960,096	976,676	1,005,989	1,081,458	1,098,367
有 価 証 券 残 高 百万円	786,935	817,756	750,622	780,172	888,333
単体自己資本比率 %	13.86	13.27	12.44	12.96	12.48
出資に対する配当金(出資 1 口当たり) 円	20	20	20	20	20
役 員 数 人	14	14	14	15	14
うち常勤役員数 人	12	12	12	13	12
職 員 数 人	1,273	1,269	1,247	1,255	1,236
会 員 数 人	60,119	60,370	60,872	61,970	61,370

(注) 単体自己資本比率は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づいて算出してあります。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

※ 2019年5月1日に元号が「令和」に改められたことに伴い、2019年度全体を通じて「令和元年度」と表記します。

■ 令和3年度の実績

●預積金の実績

地域の皆さまからのご支持により手堅く推移し、令和4年3月末の預積金残高は、2兆1,615億円(前年度末比294億円、1.3%増加)となりました。



●貸出金の実績

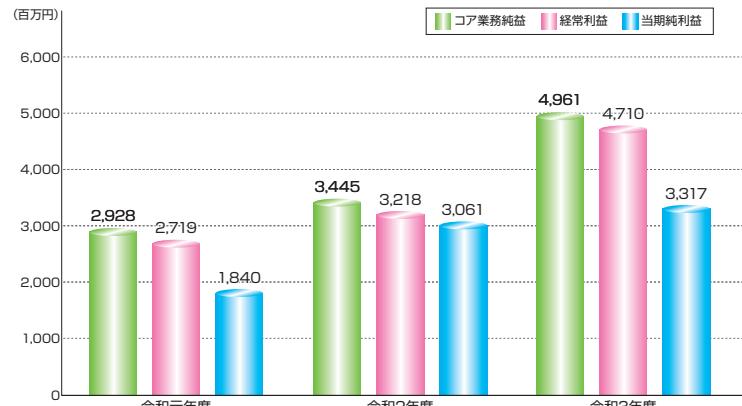
地域の皆さまの資金ニーズに積極的に対応した結果、令和4年3月末の貸出金残高は、1兆983億円(前年度末比169億円、1.5%増加)となりました。



●損益の状況

本業の収益を示す「コア業務純益」は、コナ融資等の資金ニーズへの対応にともなう「貸出金増加」に加え、「経費削減」に取組んだことから、前年度比44.0%増加の49億61百万円となりました。

また、「経常利益」は、前年度比46.4%増加の47億10百万円、「当期純利益」は、前年度比8.3%増加の33億17百万円となりました。



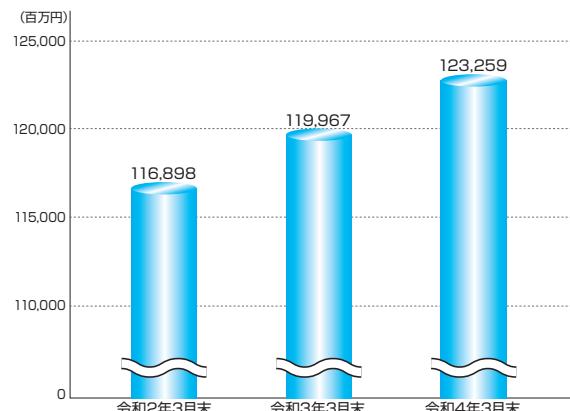
*コア業務純益とは、業務純益から一時的な変動要因(一般貸倒引当金や国債等債券関係損益)の影響を除いたものであり、金融機関の基本業務による収益力を表します。

●自己資本(単体)

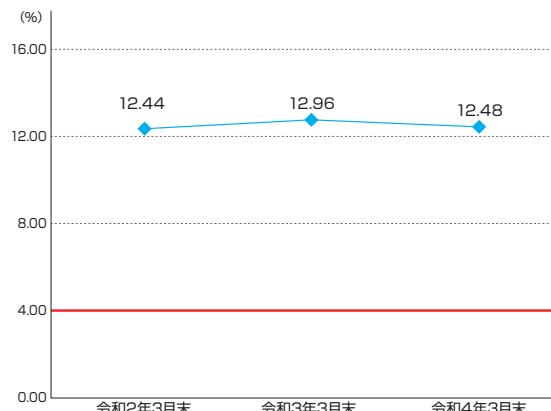
「貸出金の増加」および「収益性を考慮した余資運用」に努めたことから、令和4年3月末の当金庫の自己資本比率は12.48%となりました。

同比率は、国内基準の4%を大きく上回っており、問題なく安心してお取引いただける水準を維持しております。

●自己資本額の推移



●自己資本比率の推移



せとしんSDGs宣言

表明日：令和元年12月3日

瀬戸信用金庫はSDGsへの取組みを通じて、持続可能な地域社会の実現に貢献いたします。

当金庫はこれまで永きにわたり「地域社会への貢献」などを経営の基本方針に掲げ、さまざまな事業活動に取組んできましたが、それらの取組みが、国連が提唱するSDGsの理念や目指すゴールに合致しており、「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた取組みを推進するため、令和元年12月に「せとしんSDGs宣言」を表明しました。



SDGsとは

SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」です。

「誰も置き去りにしない」という基本理念のもと、2030年までに達成を目指す世界共通の目標として、17のゴールと169のターゲットが定められています。この目標達成に向けて、政府だけでなく、自治体や企業等がそれぞれ協力・連携することが求められています。



- ◆資産運用セミナーを通じた資産形成支援
- ◆つみたてNISA推進による資産形成支援



- ◆あいち・じもと農林漁業成長応援「食」と「農」の大商談会を通じた6次産業化支援



- ◆役職員の就業時間中禁煙
- ◆金庫敷地内全面禁煙
- ◆各営業店へのAED(自動体外式除細動器)設置
- ◆ATM画面等への抗ウイルス・抗菌フィルムの導入



- ◆お客様向け各種セミナーの開催
- ◆すみれの苗の寄贈を通じた情操教育
- ◆せとしんすみれカップジュニアサッカー大会を通じた青少年の健全な育成
- ◆職場体験教室の実施
- ◆大学との連携・協力
- ◆瀬戸特別支援学校の「全国ボッチャ選抜甲子園」出場支援



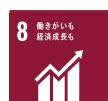
- ◆多様な働き方に対応する人事制度の導入
- ◆あいち女性輝きカンパニーとしての認証
- ◆「あいち女性の活躍プローモーションリーダー」への就任



- ◆堀川の水質浄化活動への協賛



- ◆環境配慮型店舗、環境車両の導入
- ◆ESG債への投資
- ◆「地域ESG融資促進利子補給制度」の取扱い
- ◆LED照明の導入



- ◆AICHI WISH企業認定
- ◆瀬戸市ライフ・ワーク・バランス推進宣言
- ◆名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進企業
- ◆愛知県ファミリー・フレンドリー企業として登録



- ◆創業塾の開講
- ◆知財活用ビジネスマッチング交流会による新事業支援
- ◆地域活性化サポートローンの取扱い
- ◆事業承継等の各種企業支援
- ◆キャッシュレス決済導入支援
- ◆せとしん資本性ローンの取扱い
- ◆若手陶芸作家等(ツクリテ)の定着支援
- ◆せとしんSDGs応援ローンの取扱い
- ◆SDGs型私募債、SDGs私募債(寄贈型)の引受け
- ◆尾張旭市地域の魅力商品活性化事業「旭色」の実施



- ◆バリアフリー設備の整備
- ◆認知症センターの養成
- ◆あいち認知症パートナー企業
- ◆募金機能付き自動販売機の設置による共同募金



- ◆地公体の地域見守り活動への協力
- ◆地域行事への積極的な参加
- ◆瀬戸市災害時協力事業所への認定
- ◆瀬戸市信用金庫アートギャラリーの開館
- ◆(公財)瀬戸市信用金庫地域振興協力基金による助成
- ◆総合グラウンドの市民への開放
- ◆旧山繁商店の保存・活用による歴史・文化を核とした新たなまちづくり



- ◆再生トナーの利用
- ◆エコキャップ回収運動



- ◆クールビズの実施



- ◆プラスチックごみ削減への取組み(贈答品用レジ袋の廃止など)



- ◆緑の募金への協力
- ◆ペーパーレス化の推進
- ◆生ごみから堆肥を作り地域へ無償提供



- ◆マネロン・テロ資金供与対策の高度化
- ◆特殊詐欺撲滅に向けた取組みの強化
- ◆コンプライアンスの徹底



- ◆地公体との包括協定・連携による地域創生
- ◆商工会議所等支援機関との連携による企業支援
- ◆「愛知県SDGs登録制度」に登録

(令和4年4月1日現在)



■ 1年のあゆみ

令和3年4月 1日	・新規学卒者47名を採用しました。
5月20日	・第7回せとしん「知財活用ビジネスマッチング交流会」をオンラインで開催しました。
6月 7日	・磁気不良になりにくい通帳(Hi-Co通帳)の取扱いを開始しました。
16日	・第79期通常総代会を当金庫エンゼルホールで開催しました。
21日	・せとしん「年金お楽しみ演芸会」をオンラインで開催しました。
7月 1日	・本部組織を一部変更し、デジタル戦略グループ、マネロン対策グループを新設しました。
2日	・瀬戸市地域産業振興会議、瀬戸市、瀬戸商工会議所と連携し「せとしごと塾(13期生)」を実施しました。(～12月13日)
5日	・愛知県より「あいち女性の活躍プロモーション事業」におけるプロモーションリーダーを委嘱されました。
6日	・「尾張旭市創業セミナー」を尾張旭市、尾張旭市商工会、日本政策金融公庫と共に開催しました。(～8月3日)
10月 4日	・田代支店を恵方支店の店舗内店舗として移転しました。
14日	・子どもたちが健やかに育つための施策を推進するために瀬戸市が創設した「瀬戸市子どもの今・未来応援基金」へ寄付しました。
12月 1日	・ホームページをリニューアルしました。
3日	・せとしん青年経営者会合同例会を開催しました。
24日	・信金中央金庫の企業版ふるさと納税を活用した地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」に当金庫が推薦した「旧山繁商店の保存・活用による歴史・文化を核とした新たなまちづくり」事業が採択されました。
令和4年1月 4日	・せとしん「年金お楽しみ演芸会」をオンラインで開催しました。
20日	・資産運用に関する「せとしん新春オンラインセミナー」を開催しました。
2月14日	・小牧支店を新築移転開店しました。
21日	・「起業セミナー」を瀬戸市地域産業振興会議、瀬戸市、瀬戸商工会議所と共に開催しました。
3月 2日	・すみれの苗を小学校、幼稚園、保育園の241校へ寄贈しました。
18日	・瀬戸将棋文化振興協会が実施する「藤井聰太棋士応援コーナー」設置に協力し、栄町支店を展示場所として提供しました。
29日	・尾張旭市「地域の魅力商品活性化事業『旭色』」を尾張旭市と共に開催し、同市内飲食関連事業者の新メニュー・新商品開発などを支援しました。
31日	・愛知環状鉄道において、当金庫80周年ラッピング列車を運行しました。

■ トピックス

ホームページをリニューアル

当金庫の取組みや商品・サービスの情報を、動画やバーチャル空間で楽しめる「バーチャル店舗」を新設するとともに、スマートフォンやタブレット端末からもご覧いただけるようレスポンシブルサイトにリニューアルしました。(令和3年12月1日)



「藤井聰太棋士応援コーナー」設置へ協力

瀬戸市の中心市街地活性化に寄与することを目的に、瀬戸将棋文化振興協会が実施する「藤井聰太棋士応援コーナー」の設置に協力し、栄町支店ロビーを展示場所として提供しました。
(令和4年3月18日)



尾張旭市「地域の魅力商品活性化事業『旭色』」

尾張旭市と共に開催し、同市の魅力を伝える新メニューの開発やそのPRを支援するプロジェクト「旭色」に参画しており、今回、プロジェクトの第2弾となる新メニューの販売が開始されました。
(令和4年3月29日)



愛知環状鉄道ラッピング列車

当金庫は令和4年11月に創立80周年を迎えることから、愛知環状鉄道に「おかげさまで80周年」の感謝の言葉と、当金庫キャラクター「せとにゃん」等をデザインしたラッピング列車の運行を開始しました。令和5年3月31日まで岡崎駅～高蔵寺駅間を定期運行予定です。(令和4年3月31日)



■ 人材の育成・ワークライフバランスへの取組み

当金庫は、人材育成と職員の能力を最大限に発揮できる職場づくりに努めています。

●人材の育成

- ◇職員研修
 - ・新入職員研修会
 - ・新入職員フォローアップ講座
 - ・階層別講座
 - 次長講座・中堅役付者講座・年次別講座 等
 - ・職能別講座
 - 若手涉外育成講座・経営改善支援講座 等
- ◇派遣研修
 - ・全国信用金庫協会
 - ・東海地区信用金庫協会
- ◇土曜講座の開催
 - ・融資講座
 - ・事業先開拓活動事例講座
 - ・投資信託販売講座
 - ・保険販売実務講座
 - ・預金実務講座
- ◇自己啓発支援
 - ・せとしんeラーニングシステム

●ワークライフバランス(働きやすい職場環境の整備)

- ◇育児及び介護の支援
 - ・育児、家族の介護のための休業及び短時間勤務
 - ・子の看護、家族の介護のための特別休暇 等
- ◇年次有給休暇の利用促進
 - ・連続休暇
 - ・結婚記念日又は誕生日休暇 等
- ◇時間外勤務の適正な管理
 - ・ノー残業デーの実施(毎月第2・第3水曜日) 等
- ◇心と体の健康推進
 - ・悩みごと相談窓口の設置 等
- ◇コース別人事制度の導入
 - ・総合職、事務職、介護等のため勤務日の少ないライフサポート型、子が小学生の間短時間勤務が可能な育児支援型等を選択できる制度
- ◇主なワークライフバランス関係認証取得
 - ・「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」登録
 - ・「AICHI WISH企業」認定
 - ・「名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進企業」認証
 - ・「瀬戸市ライフ・ワーク・バランス推進宣言」登録

■ 環境への取組み

●清掃活動

平成21年度から地域貢献活動として、店舗周辺の清掃活動を実施しており、令和3年度も当金庫瀬戸市内14店舗において実施しました。
(令和3年6月10日)



●歩道橋の清掃活動

歩道橋2橋(熱田区沢上・東区水筒先)のネーミングライツを名古屋市と契約、地域貢献活動として、歩道橋の清掃活動を実施しております。(年4回実施)

●太陽光発電設備の設置

新築店舗等へ太陽光発電設備を設置し、店舗内の電力の一部を賄っています。

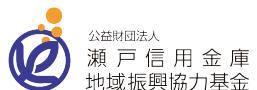
●エコキャップ回収運動

ペットボトルキャップを広く回収し、リサイクル業者に引き取りを依頼することで、CO₂の排出削減に協力しております。

令和3年度は1,765,795個を回収し、12,936kgのCO₂削減に寄与しました。

●照明の消費電力削減

電力の消費が少ないLED照明を導入し、消費電力の削減に取組んでいます。



■ (公財)瀬戸信用金庫地域振興協力基金による助成活動

当金庫では、地域社会の活性化のために、地方公共団体並びに公共的団体が行う諸活動を支援し、地域社会の振興発展に寄与することを目的として、(公財)瀬戸信用金庫地域振興協力基金を設立し、地域の産業振興発展・社会福祉・社会生活環境整備・社会文化活動に助成しております。令和3年度は、30件の活動に対して助成を行いました。

●令和3年度の主な助成活動

地 域	事 業 名	開 催 日
瀬戸市	第90回せともの祭協賛事業 2021 WEBせともの祭陶器市	令和3.9.10~9.12
	新春オンラインせと将棋ライブ2022	令和4.1.9
尾張旭市	尾張旭市制50周年記念「美と健康とテニス」	令和3.10.9~10.10
	尾張旭市制50周年記念事業 伝統芸能発表会	令和3.12.12
長久手市	長久手市制10周年 第4次長久手市環境基本計画完成記念講演	令和3.4.24
	長久手市郷土資料室 企画展	令和3.11.17~12.19
春日井市	この子たちの夏 1945・ヒロシマ ナガサキ	令和3.8.29
	春日井ハルリンピック	令和3.11.14
豊田市藤岡地区	ふじまつり	令和3.5.2~5.5



昭和

17年 11月	瀬戸市内にあった今村、赤津、東部、北部、南部の5つの信用組合を合併し、「瀬戸市信用組合」を創立
26年 10月	信用金庫法に基づき、瀬戸市信用金庫と改組
30年 6月	本店を瀬戸市栄町36番地に新築
35年 10月	預積金100億円を達成
36年 5月	シンボルフラワーとして「すみれ」を選定
39年 6月	日本銀行歳入代理店に指定
40年 9月	電子計算機(P·C·S)による事務集中管理を開始
44年 6月	預積金500億円を達成
45年 4月	外貨両替業務を開始
6月	預金オンラインを開始
47年 4月	融資オンラインを開始
9月	預積金1,000億円を達成
48年 12月	キャッシュディスペンサー(CD)を導入
51年 10月	しんきん為替オンラインを開始 (全国信金オンラインシステム稼働)
54年 7月	第二次オンラインシステム稼働
56年 9月	しんきんネットキャッシュサービスの取扱開始
57年 11月	シンボルマークの制定
58年 4月	国債等の窓口販売業務を開始
11月	名古屋地区「青年経営者会」を結成
59年 9月	外国為替業務の取扱開始
60年 4月	「せとしんリース株式会社」を設立
11月	「せとしん信用保証株式会社」を設立
62年 6月	ディーリング業務を開始
12月	預積金5,000億円を達成
63年 4月	外国為替オンラインを開始

平成

元年 1月	瀬戸地区「青年経営者会」を結成
2年 9月	「せとしんファームバンキングサービス」を開始
3年 1月	サンデーバンキングを開始(15か店、CD出金取引)
2月	全業態CDオンライン提携に加入
4年 5月	財団法人「せとしん地域振興協力基金」を設立 (現 公益財団法人「瀬戸信用金庫地域振興協力基金」)
11月	本店を瀬戸市東横山町119番地の1に新築移転
5年 6月	第三次オンラインシステム稼働
7年 6月	信託代理店業務の取扱開始
8年 12月	預積金1兆円を達成
10年 12月	投資信託の窓口販売業務を開始
12年 6月	特定社債(信用保証協会保証付私募債)の取扱開始

13年 4月

住宅ローン関連「長期火災保険」の窓口販売業務を開始

10月

郵便局とオンライン提携を行いATMでの相互接続を開始

14年 2月

M&A仲介業務を開始

15年 1月

しんきん積立年金(確定拠出年金個人型)の取扱開始

16年 1月

企業経営相談業務を開始

12月

創業者経営相談業務を開始

17年 7月

決済用預金「無利息型普通預金」の取扱開始

10月

証券仲介業務を開始

18年 4月

生体認証機能付ICキャッシュカードの取扱開始

21年 1月

「せとしんインターネットバンキング法人向けWEBサービス」の取扱開始

22年 1月

東海地区信金共同事務センターが運営する「しんきん共同システム」へオンラインシステムを移行

8月

「モリゾー・キッコロ」を環境活動におけるキャラクターとして使用開始

23年 3月

投信インターネットサービスの取扱開始

5月

東海地区信金共同事務センターから共同システム西日本センターへオンラインシステムを移行

24年 11月

「海外ビジネスサポートデスク」を設置

25年 4月

預積金1兆5,000億円を達成

10月

海外子会社向け直接貸付を開始

26年 1月

ATMの休日・時間外手数料の無料化を開始

27年 7月

瀬戸市指定金融機関の業務を開始

9月

預積金2兆円を達成

29年 4月

スマートフォンによる口座開設サービスの取扱開始

7月

瀬戸市災害時協力事業所に認定される

11月

オリジナルキャラクター「せとちゃん」誕生

30年 1月

瀬戸市ライフ・ワーク・バランス推進宣言の瀬戸市第1号として登録認定を受ける

7月

名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進企業の認証を受ける

11月

本町支店を栄町支店へ統合

31年 4月

瀬戸市企業アンバサダーの認定を受ける



令和

元年 5月

瀬戸信用金庫アートギャラリーを開館

12月

せとしんSDGs宣言を表明

2年 3月

貸出金1兆円を達成

11月

せとしん窓口サポートタブレットの取扱開始

3年 7月

愛知県より「あいち女性の活躍プロモーション事業」プロモーションリーダーを委嘱



岩渕 幸治 作
炭化錫彩変形壺



加藤 隆倫 作
波動



棚橋 淳 作
織部鉄絵花器



長江 重和 作
動きのかたち

■ 中小企業の経営の改善の取組み

事業に関するお悩みや資金需要のご相談等に対して、お客さまの事情に応じ、経営相談等の実施や各種支援メニューのご紹介を行っております。

また、当金庫は地域ごとの中小企業支援機関等が連携し、経営課題解決のための専門家派遣機能等を担う「しんきん愛知プラットフォーム」の組成や、農林水産物の生産から加工、販売まで手がける6次産業化を後押しする「あいち・じもと農林漁業成長応援ファンド」への出資を行う等、お客さまへの支援態勢の充実を図っております。

また、当金庫は、地域創生に向け、地方版総合戦略をはじめとする各種政策提言機会への参画や、具体的な施策の推進協力など、自治体等と連携した取組みを積極的に実施しています。今後も、地域における課題を自治体や商工会議所等と共有し、具体的な施策推進に取組んでまいります。

● 創業・新事業展開・取引拡大支援

創業支援、新事業展開・取引拡大支援を地域経済活性化に向けた重要な取組みと認識し、さまざまな取組みを行っています。

- ・創業支援としては、平成20年度より「せと・しごと塾」に参画しています。

「せと・しごと塾」とは、瀬戸市での創業を目指す方に対し、創業に必要な知識を学ぶ機会を提供するもので、当金庫は瀬戸市、瀬戸商工会議所とともに事務局として運営に参画し、事業計画作成に関する講師を担当するなど、地域での創業をサポートしております。同塾では、令和4年3月までに13期が終了し、卒塾生数は230名、開業者数は132名（入塾当初から開業している方を含む）となりました。

- ・中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関として、平成24年11月5日に認定を受けました。認定経営革新等支援機関とは、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等を受けられるために、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。認定経営革新等支援機関として、経営改善に関する支援及び創業や新事業展開を支援する各種補助金（ものづくり補助金等）の申請支援などを実施しております。

- ・株式会社日本政策金融公庫の7支店（名古屋・名古屋中・熱田・一宮・岡崎・岐阜・多治見）と平成26年8月12日に「業務連携・協力に関する覚書」を締結して創業支援・企業再生支援・農商工連携などの幅広い分野において、地域の中小企業者及び農林水産事業者の皆さまをサポートしております。

- ・公益財団法人あいち産業振興機構（よろず支援拠点受託機関）と平成26年10月28日に「業務提携に関する覚書」を締結しました。「よろず支援拠点」とは、経済産業省事業で全国各都道府県に1か所設置されている各分野の専門家が常駐し、中小・小規模事業者のさまざまな経営課題に対応する拠点であり、業務提携により中小・小規模事業者を支援しております。

- ・大企業が持つ特許を活用して中小企業の新しい製品づくりや既存製品の付加価値に活用いただくことを目的に「知財活用ビジネスマッチング交流会」を開催しています。これまでに、交流会参加の取引先企業3社が「開放特許ライセンス契約」を締結しております。今後もこのようなセミナー等を通じて、中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、伴走型支援を図ってまいります。

● 「コンサルティング・事業再生・経営改善」支援

コンサルティング機能を発揮し、お取引先のライフステージに応じた支援を実施する専門部署として、経営サポートグループを設置しております。

1. 「コンサルティング・事業再生・経営改善」支援に関する取組み

経営サポートグループを中心に、営業店・外部専門家・外部機関と連携しながらコンサルティング機能を発揮し、お客さまのライフステージに応じた支援を実施しております。

経営サポート先に対しては、日常的・継続的な訪問等により信頼関係を構築し、企業の財務情報等を基に各種の問題解決や目標の提案を行っております。また、外部専門家や外部機関、信用保証協会等と連携を図りながら、コンサルティング機能を発揮した支援を行っております。

外部機関の利用として、愛知県中小企業活性化協議会への相談持込や、中小企業者の高度・専門的な課題については「しんきん愛知プラットフォーム」を通じた専門家派遣を行っております。

2. 取組事例

・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を検討しているお取引先に対し「事業再構築補助金」の申請支援を実施、第1回公募から第5回公募まで、累計155件の申請支援を行いました。

・お取引先の販路拡大、事業承継等のさまざまな経営課題への対応を支援するため、公的機関である「よろず支援拠点」と連携し「せとしん経営相談会」を開催、令和3年度は10回開催し、41回の経営相談を受け付け課題解決に向けた対応を支援いたしました。

今後も、地域経済活性化のために適切な事業性評価を行い、お客さまに寄り添った経営改善支援（伴走型支援）の取組みをしてまいります。

● 経営改善支援の取組実績

令和3年度は166先への経営改善支援に取組み、3先の債務者区分の改善を図ることができました。

【令和3年4月～令和4年3月】 (単位:先)

区分	期初債務者数	うち経営改善支援取組先数	うち期末に債務者区分がランクアップした先数	うち期末に債務者区分が変化しなかった先数
正常先	12,582	3		1
要注 意先	うちその他要注意先 2,440	107	3	97
うち要管理先	2	0	0	0
破綻懸念先	512	51	0	47
実質破綻先	96	5	0	4
破綻先	20	0	0	0
合計	15,652	166	3	149

● 経営者保証に関するガイドラインへの取組み

・取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の趣旨を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

・令和3年度実績

新規に無保証で融資した件数	2,150 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	14.29 %
保証契約を解除した件数	401 件

(注)保証債務整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づく申し出はありませんでした。

■ 地域の活性化のための取組み

● 「旧山繁商店の保存・活用による歴史・文化を核とした新たなまちづくり」支援

信金中央金庫が実施する、企業版ふるさと納税の仕組み等を活用した地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」において、当金庫が推薦した瀬戸市の「旧山繁商店の保存・活用による歴史・文化を核とした新たなまちづくり」事業が採択を受けました。

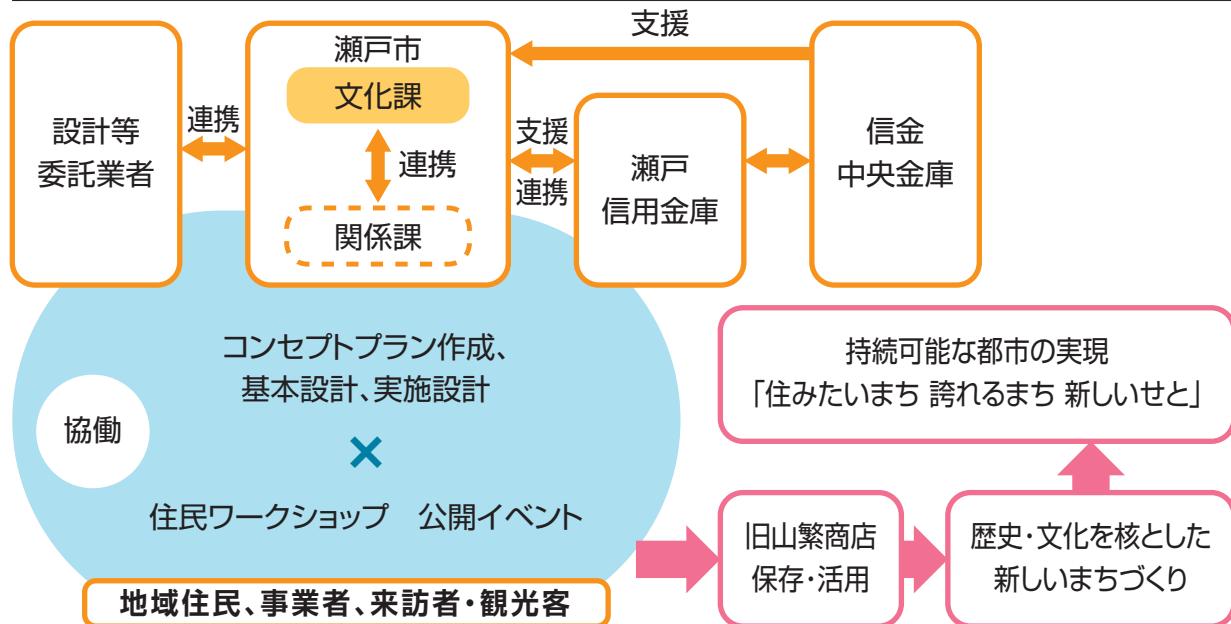
本事業では、瀬戸市のやきものづくりに関する歴史・文化を継承する貴重な資産として国登録有形文化財に登録された旧山繁商店を、文化財の価値を損なうことなく後世に継承する「保存」と、地域や社会の核としての役割を果たす「活用」を進め、住民等の意見の反映や参画を通じて、観光・交流や住民主体のまちづくりを展開するものです。

当金庫は、コンセプトプランの作成、基本設計、実施計画の各段階における住民ワークショップや公開イベントを瀬戸市と連携して実施し、経済・社会的効果の発揮、持続可能な都市の実現に取組んでまいります。



「SCBふるさと応援団」寄附金贈呈式

事業スキーム



■ 1. 総代会の仕組み

信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

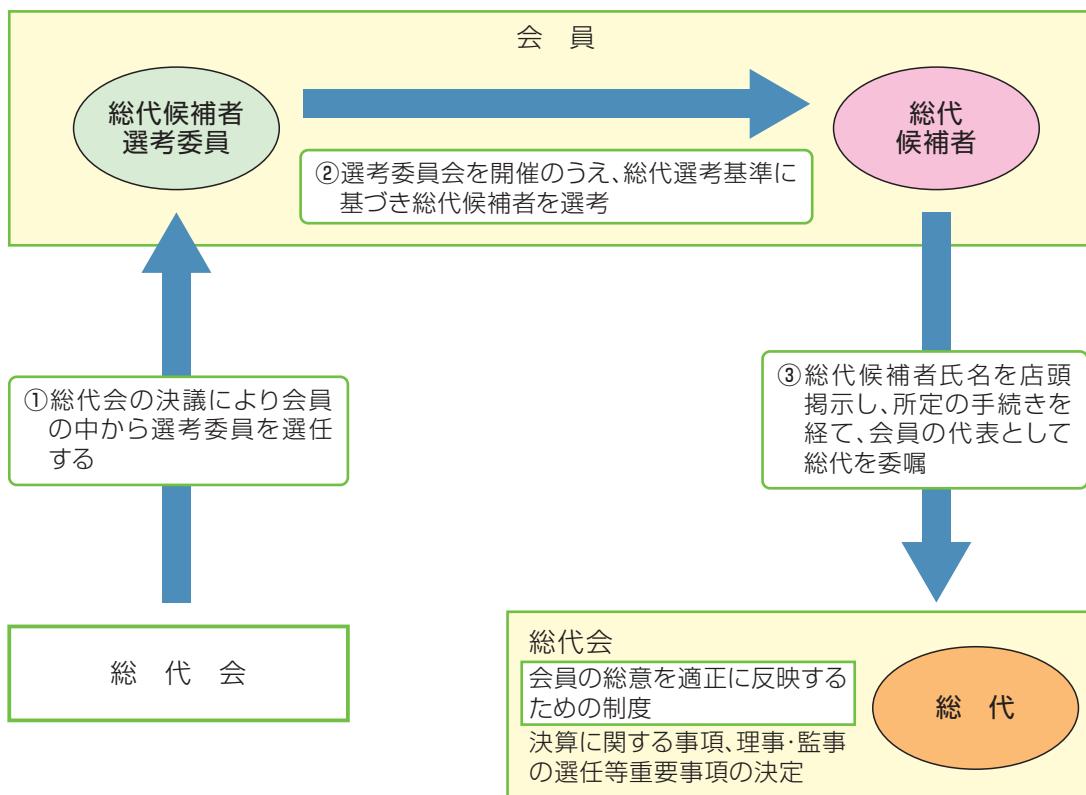
さらに、当金庫では総代会に限定することなく日常業務や事業活動を通して、総代や会員の皆さまからのご意見を大切にし、経営の改善に取組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

■ 2. 総代候補者選考基準

- (1) 当金庫の会員であること。
- (2) 総代としてふさわしい見識を有していること。
- (3) 平成28年6月以降、新たに就任した総代の定年は満80歳とする。ただし、任期の途中で定年に達したときは、その任期の終了をもって退任とする。

【総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です】



■ 3. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

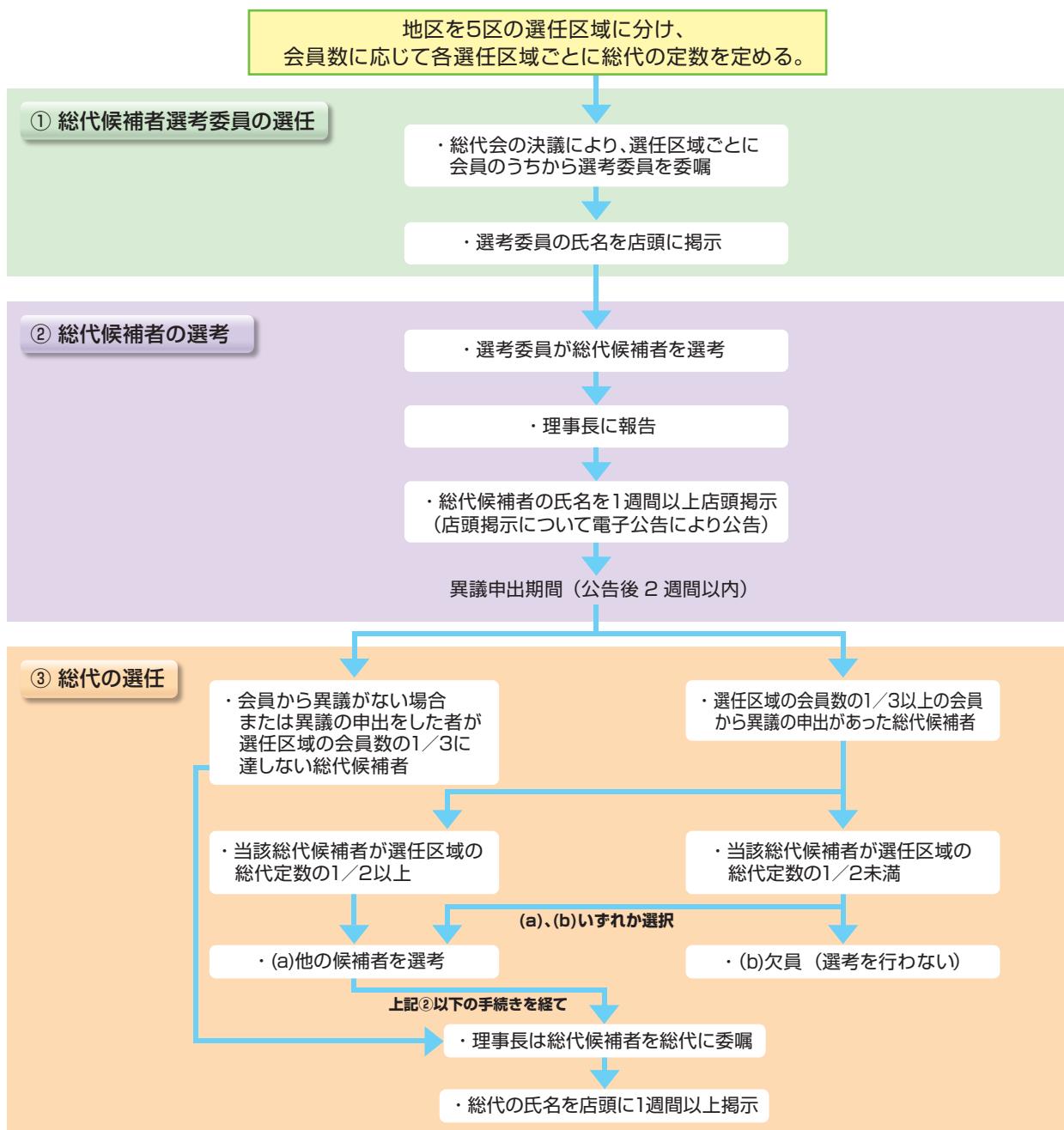
- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は100人以上150人以内とし、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。なお、令和4年6月末現在の総代数は130人で会員数は60,574人です。

(2) 総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任します。(異議があれば申し出ることができます。)

【総代が選任されるまでの手続き】



■ 第80期通常総代会

令和4年6月17日(金)に開催された第80期通常総代会において、次の事項が付議され、原案のとおり承認されました。

● 報告事項

第80期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

● 決議事項

- 第1号議案 第80期剩余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第3号議案 理事全員任期満了につき選任の件
- 第4号議案 監事全員任期満了につき選任の件
- 第5号議案 退任理事および退任監事に対し退職慰労金贈呈の件



●総代のご紹介

(敬称略、50音順)

区 総代数	地 区	総 代 氏 名 (就 任 回 数)
第1区 35名	瀬戸市、豊田市、知立市、刈谷市、岡崎市、安城市、みよし市	青山 稔 ① 浅井よし子⑤ 浅田 主男⑥ 伊藤 弘平⑩ 稲垣佐喜男⑭ 稻垣 茂 ⑨ 井上 博 ⑦ 大澤 信也⑩ 大竹 一義⑩ 片山 郁雄⑩ 加藤五津美⑤ 加藤 勝之③ 加藤 捷 ⑩ 加藤 庄平⑨ 加藤 隆広① 加藤 恒彦⑧ 加藤 宜之⑨ 加藤 英明④ 加藤 雅人② 加藤 豊 ⑧ 加藤 令吉⑦ 栗田 亦介④ 佐野 一二⑪ 柴田 徳之⑦ 柴田 弘末④ 関島 文雄③ 寺田 悟 ⑤ 鳥居 克己① 永井 光彦⑧ 中根寿美夫⑬ 成田 一成⑧ 増岡 弘之⑧ 松本 哲也② 水谷 隆導⑦ 水野 忠治⑥
第2区 25名	名古屋市守山区、春日井市、小牧市、犬山市、丹羽郡 岐阜県多治見市、土岐市、可児市	安藤 陽得⑨ 飯島 明伸⑤ 石戸谷宣之⑥ 臼井 常明⑤ 大友 慎介⑦ 大野 悟 ⑨ 梶田 哲司① 加藤 充 ① 河合 隆 ⑮ 河上 進一① 川島 秀夫⑥ 柴山 治信⑦ 嶋田 英典⑧ 田辺 真一⑤ 長江 賢一④ 野村 憲司④ 長谷川邦芳⑤ 長谷川敏一⑩ 羽場 甚一⑩ 平野 政憲⑤ 前田 利裕⑦ 宮地 敏彦⑤ 森 聰 ④ 渡辺 省三⑯ 渡辺 洋治⑫
第3区 26名	名古屋市千種区、名東区、尾張旭市、日進市、長久手市、愛知郡	浅野 英隆③ 市原 弓子⑤ 伊藤喜太郎⑭ 加藤 洋 ③ 加藤 陽一⑤ 金谷 康正① 釜谷 健一④ 川津 準治⑪ 鬼頭正二郎① 小島 達雄⑧ 小杉 俊介③ 近藤 隆典① 田島 敬二⑥ 田中 誠 ⑧ 寺尾 高志③ 寺尾 八史④ 丹羽 誠 ⑥ 野田 道典⑤ 原 嘉孝⑥ 藤井 源成⑦ 堀 雄三③ 松原 力男⑭ 三浦 弘司⑥ 水野 善夫⑥ 矢野 明正⑥ 若杉 福雄③
第4区 21名	名古屋市北区、中村区、西区、東区、稻沢市、岩倉市、一宮市、江南市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、津島市、西春日井郡、海部郡	秋田 和美③ 秋田 幸二⑥ 伊藤 常行⑦ 大野 真一⑧ 岡田 健司⑤ 加藤 進哉⑥ 加藤 泰敏⑨ 加藤 義弘⑧ 小西 忠昭⑩ 竹中 利治⑤ 筒井 宣政⑯ 中西 良子⑤ 中野 康雄⑦ 野崎 清孝② 古市 昌己⑧ 矢野 金司⑧ 山本 郁矢⑥ 山本 整 ③ 横井 和夫⑨ 吉田 仁彦⑧ 吉田 由孝⑦
第5区 23名	名古屋市中区、熱田区、昭和区、天白区、中川区、瑞穂区、緑区、港区、南区、豊明市、東海市、大府市、知多市、半田市、常滑市、知多郡東浦町・阿久比町、その他	浅井 忠治⑦ 浅野 栄一⑧ 飯島 勉 ⑦ 石井 正己⑨ 石垣 広憲③ 伊勢村昌吾① 稲葉 芳邦③ 榎本 三王⑨ 岡田 茂 ③ 加藤 和夫④ 木下 幸一① 澤野 正司⑦ 鈴木 義信④ 寺島 鋼司③ 中村 亨 ⑥ 原野 勝至⑨ 古川 尋士④ 松原 長次⑩ 三輪 金久⑥ 六浦 康正⑦ 村上 洋治⑤ 山崎 博道⑦ 吉岡喜久雄①

(令和4年6月末現在)

●総代の属性別構成比等に関する情報

職業別	法人役員等 93.1%、個人事業主 4.6%、個人 2.3%
年代別	70代以上 67.7%、60代 27.7%、50代 4.6%
業種別	製造業 35.4%、卸売業・小売業 33.1%、サービス業 13.4%、建設業 11.8%、不動産業 6.3%

(注)業種別の構成比は、法人役員等及び個人事業主に限ります。

(令和4年6月末現在)

■ コンプライアンスへの取組み

コンプライアンス(法令等遵守)とは、日常業務を遂行するうえで関連する法令や規程をはじめ、社会的規範に至るまでのあらゆるルールを遵守することをいいます。当金庫では、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、金庫役職員一丸となり、コンプライアンス態勢の強化に取組んでおります。

● コンプライアンスの基本方針

1. 当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題(経営管理態勢の強化)として認識し、役職員は、社会的責任と公共的使命を柱とした企業倫理の構築によりコンプライアンスに取組みます。
2. 当金庫は、常に「コンプライアンス態勢の整備」に努めるとともに、「コンプライアンス態勢の機能」を發揮するよう努めます。
3. コンプライアンスに違反する行為が万一発生した場合には、徹底した原因究明と問題の解決に努め、法令や就業規則に基づいて厳正な措置を行い「健全経営」に努めます。
4. 当金庫の役職員は、最も大切な「信用」を維持するために、コンプライアンスマニュアル及び業務に関連する法令・規則・ルールを遵守します。

● コンプライアンス態勢強化への各種取組み

- ・コンプライアンス委員会の設置

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスについての協議・監査、及び職員の倫理・服務に関する事項等の検証・評価を行い、当金庫のコンプライアンス態勢の整備・確立を図っています。

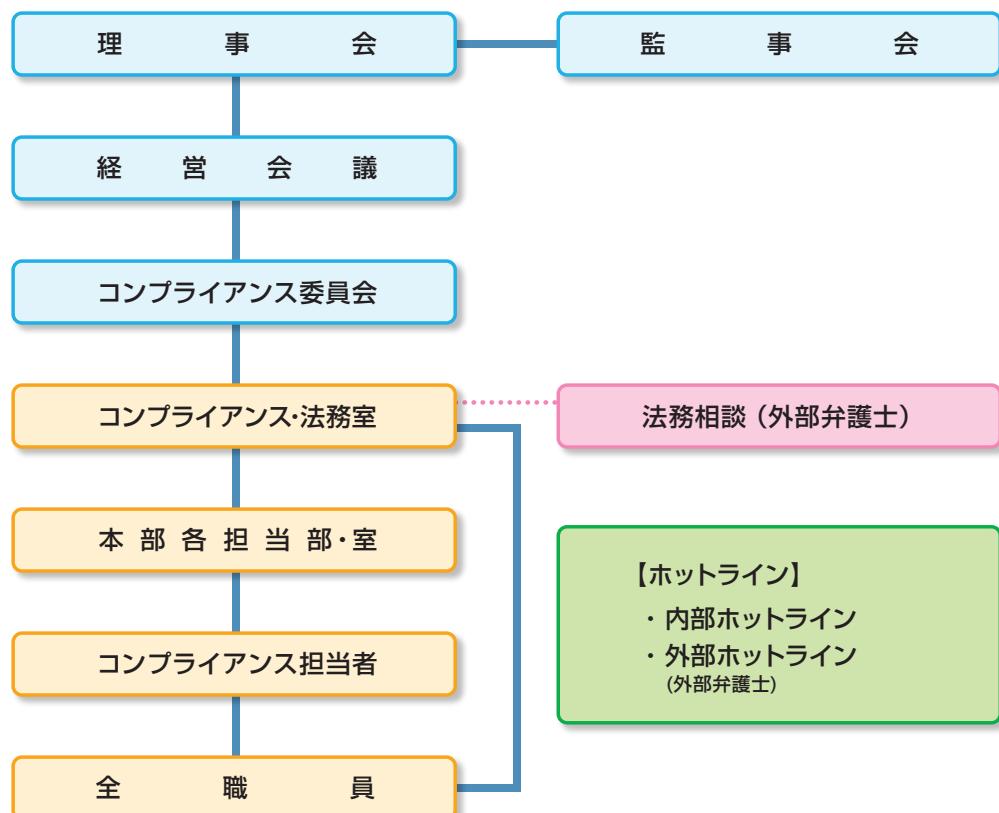
- ・コンプライアンス相談等窓口の設置

内部通報窓口として、「内部ホットライン」と「外部ホットライン(外部弁護士が窓口)」を設置し、コンプライアンスに関する問題の早期発見・早期対応を図っています。

- ・倫理カードの携行

全役職員が常に携行し、自らの行動をチェックすることでコンプライアンス意識の醸成を図っています。

● コンプライアンス体制



■ リスク管理への取組み

● リスク管理の基本方針

当金庫は、将来にわたって健全性を維持し、金融仲介機能を十分に発揮することを通じて、地域経済の発展に貢献していくため、適切なリスクテイクとそれに見合うリスク管理態勢の整備を行っております。

引き続き、経営を取り巻く環境変化を踏まえて、リスク管理の実効性を確保することに取組むとともに、顧客本位の良質な金融サービスを提供するための取組みを一層推進してまいります。

● 統合的リスク管理方針

統合的リスク管理については、統計的手法を利用したVaR(過去一定期間における金利上昇幅に基づき将来発生し得る最大損失を確率的に算出する方法)等の統一的な尺度で各種のリスク量を把握し、これを経営体力と対比することにより、一元的なリスク管理を行っております。

また、統計的手法では捉え切れないリスクの顕在化が、自己資本や収益等に及ぼす影響を把握するため、定期的にストレステストを実施しております。

● リスク管理体制

理事会は、各リスクの管理方針等、リスクに係る重要事項を決定し、リスク管理部が各リスク主管部署における管理状況を把握・分析・評価するなど、統合的リスク管理の運営等を行っております。また、リスク管理に関する事項を審議する機関としてリスク管理委員会等を設置し、審議内容を定期的に理事会・経営会議に報告する体制としています。

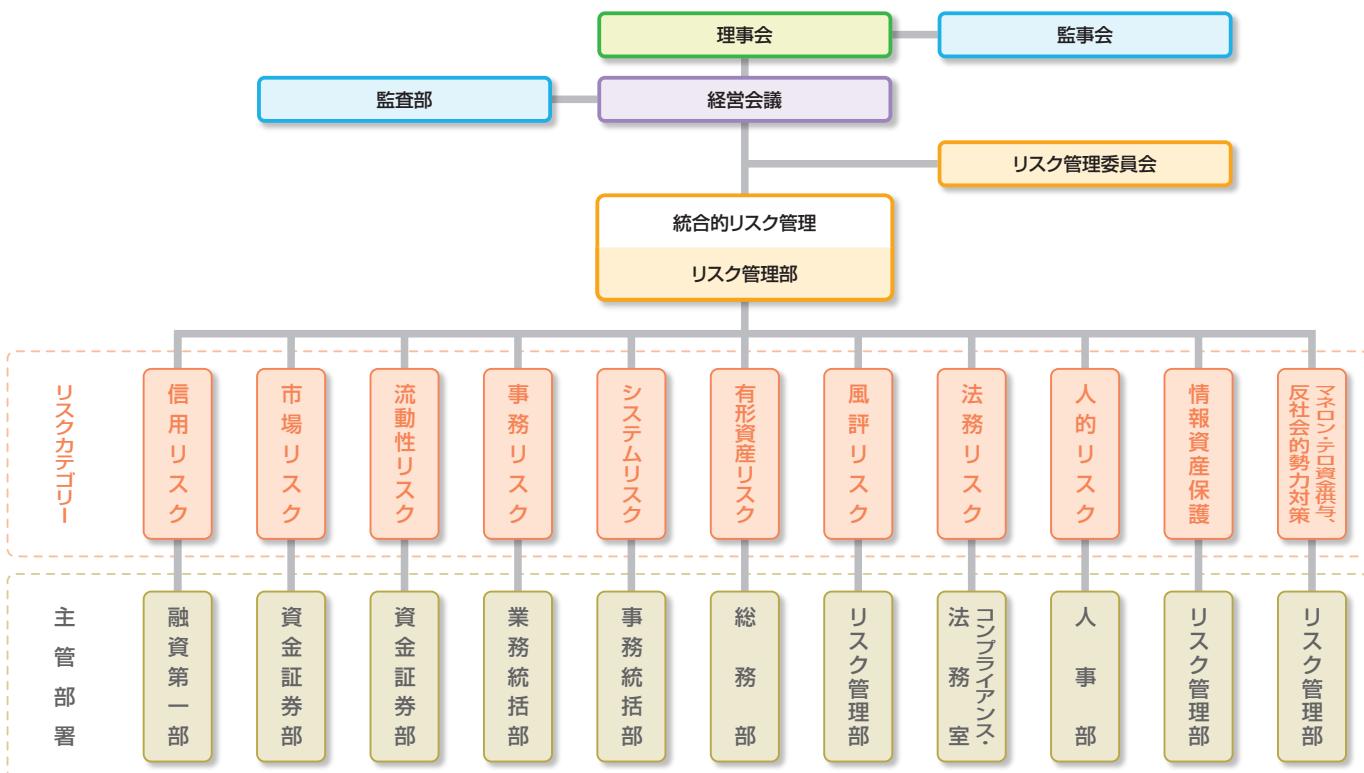
● 情報資産保護管理体制

情報資産保護については、各情報資産の重要度や、それを取り巻く脅威、および脅威の顕在化の可能性を考慮した上で、現状での技術水準やコストを認識し、合理的なリスク対策を行っております。また、金融サービスの各種システムへのサイバー攻撃がより多様化・複雑化していることから、演習への参加や訓練の実施とその結果の活用等により、サイバーセキュリティにかかる態勢の強化に努めております。

○ 統合的リスク管理とは

金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスクカテゴリー毎(信用リスク、市場リスク、オペレーションリスク等)に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

● リスク管理組織図



■ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止への取組み

● マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止対策に関する基本方針

当金庫は、その業務の公共性や社会的役割に鑑み、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融に係るリスク（以下「マネロン・テロ資金供与リスク」という）を適切に管理することを経営の最重要課題の一つと位置付けています。

1.組織体制

当金庫は、経営陣が管理のためのガバナンス確立等について主導性を発揮する下で、責任者及び統括部署を定め、関係部署が緊密に連携し、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の整備に取組みます。

2.リスクベース・アプローチに基づくリスク管理

当金庫は、実効的な管理態勢を整備するため、「リスクベース・アプローチ」に基づき、自らの業務に内在するマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、リスクの程度や特性に応じたリスク低減措置を講じます。

3.顧客管理等

当金庫は、実効的なリスク低減措置を講じるため、個々の顧客の情報や当該顧客が行う取引の内容等を適時・適切に確認します。この結果、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客及び取引については、謝絶も含め、厳格に対応します。

当金庫は、異常取引や制裁対象取引等の検知を通じてリスクを低減させるため、取引モニタリング・フィルタリングの実効性を確保します。

4.疑わしい取引の届出

当金庫は、顧客管理及び取引モニタリング・フィルタリングを適切に実施することにより、疑わしい顧客や取引等の的確な把握に努めます。疑わしい取引に該当すると判断した場合には直ちに届出を行う態勢を整備します。

5.役職員の研修

当金庫は、全役職員に対し、その役割に応じて必要かつ適切な研修等を実施し、マネロン・テロ資金供与防止対策について周知徹底を図ります。

6.実効性の検証

当金庫は、マネロン・テロ資金供与防止対策の実効性及び適切性を適時・適切に検証し、必要に応じて改善策を講じることにより、リスク管理態勢の強化に努めます。

● マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環としてのお客さまへのお願い

- 1.お客様とのお取引の内容、状況等に応じて追加のご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。
- 2.過去にご確認させていただいた、お客様の氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を再度ご確認させていただく場合があります。また、その際に、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。
- 3.外国送金について、送金資金の原資や送金目的及び受取人との関係等を確認できる書類等のご提出や質問へのご回答をお願いする場合があります。
- 4.各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ず、新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引いただいているお客様におかれましては、やむを得ず、お取引を制限等させていただく場合があります。

■ 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
- 4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放愛知県民会議、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

■ 顧客保護等に対する基本方針

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り誠実かつ公正な企業活動を遂行するとともに、お客さまの利益の保護及び利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取組み、お客さまの視点に立った業務運営を行ってまいります。

1. お客さまへの説明を要するすべての取引や商品について、その理解や経験・資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
 2. お客さまからの問い合わせ・相談及び苦情については、真摯に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めます。
 3. お客さまの情報を業務上必要な範囲内で、関係法令等に従って適切に取得するとともに、不正なアクセスや流出等を防止するため、必要かつ適切な措置を講じることにより、安全に管理します。
 4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報管理やその他お客さまの利益を守るため、適切に外部委託先を管理します。
 5. 当金庫が行う業務において、利益相反のおそれのある取引をあらかじめ特定し、お客さまの利益が不当に害されることがないようその取引を適切に管理します。
 6. 金融円滑化の観点から、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等の申出があった場合には、お客さまの抱えている問題を十分に把握し、その解決に向けて真摯に取組みます。
 7. 上記の他、お客さまの利益の保護及び利便性の向上を図るため、業務を適切に管理する態勢を確保します。
- ※本方針の「お客さま」とは、当金庫をご利用されている方及びご利用をしようとされている方を意味します。
※本方針の「業務」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売・仲介及び募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務をいいます。

お問い合わせ窓口

瀬戸信用金庫 営業支援部 お客様相談所

フリーダイヤル 0120-205-118

[受付時間] 平日 9:00～17:00 (土・日・祝 信用金庫の休業日は除きます)

■ お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に関する基本方針

瀬戸信用金庫(以下、当金庫)は、お客さまのパートナーとして、役職員一人ひとりがお客さまの立場に立ち、地域の皆さまの資産形成と繁栄のため、お客さま本位の業務運営を実践してまいります。

当金庫は、以下のとおり「お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に関する取組方針」を制定し、これを遵守してまいります。

お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に関する取組方針

1. お客さまの立場で、お客さまの最善の利益を追求いたします。
当金庫は、役職員一人ひとりがお客さまの最善の利益を追求し、お客さまの立場に立った誠実・公正な提案を行います。
2. お客さまにふさわしい商品・サービスを提供いたします。
 - ①当金庫は、お客さまに提供する商品・サービスについて、特定の提供会社や商品分野に偏ることなく、ラインナップの充実を図ります。
 - ②お客さまの資産状況、取引経験、金融知識及び投資目的、ニーズをしっかりとお聞きしたうえで、お客さまにふさわしい商品・サービスを提供いたします。
 - ③お客さまに価格変動リスク等のある商品を販売した後は、必要な情報や適切なアドバイスを継続して提供いたします。
3. 商品・サービスの重要な情報をわかりやすく説明いたします。
当金庫は、商品・サービスを提供するにあたり、「商品特性」「提案理由」「リターンとリスク」「市場動向」「手数料などの費用」等の重要な情報を、お客さまに理解していただけるよう、わかりやすく説明いたします。
4. お客さま本位の業務運営を実践するための枠組みを整備いたします。
 - ①当金庫は、「お客さま本位の業務運営」の考え方等を職員に浸透させるため、継続的に研修等を実施いたします。
 - ②お客さま本位の業務運営にもとづく活動を評価する体制を整備いたします。

■ 金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または営業支援部 お客様相談所で受け付けています。

苦情等は営業店（電話番号は24ページ参照）または次の担当部署へお申し出ください。

瀬戸信用金庫 営業支援部 お客様相談所 住所：瀬戸市東横山町119番地の1 TEL：0120-205-118 FAX：0561-21-4149	受付時間：9:00～17:00（土・日・祝・信用金庫の休業日は除きます） eメール：sougoukikaku@setoshinkin.jp 受付媒体：電話、手紙、ファクシミリ、eメール、面談
----------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

* お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、また、お客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

●当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記の営業支援部 お客様相談所にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル11階
電 話 番 号	03-3517-5825
受 付 日、時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00
受 付 媒 体	電話、手紙、面談

●愛知県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記の営業支援部 お客様相談所または全国しんきん相談所へお申し出ください。

なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名 称	住 所	電 話 番 号	受 付 日、時 間
愛知県弁護士会 紛争解決センター	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	052-203-1777	月～金（祝日、年末年始除く）10:00～16:00
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 13:00～16:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始除く）10:00～12:00 13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 13:00～17:00

●投資信託や公共債等の証券業務に関する苦情等は、日本証券業協会より苦情等の解決業務の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」でも受け付けております。

名 称	特 定 非 営 利 活 動 法 人 証 券 ・ 金 融 商 品 あ っせん 相 談 センター（FINMAC）（日本証券業協会）
住 所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館
電 話 番 号	0120-64-5005
受 付 日、時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00

■ 個人情報の保護について

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めております。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めています。

※個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）はホームページ等で公表しております。

■ 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

なお、確定拠出年金に係る勧誘方針につきましても、この勧誘方針を準用いたします。

■ 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況[単体]

令和3年度末における信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)に基づく開示債権(不良債権)額は264億円で、不良債権比率は2.40%です。

(単位:百万円)

区分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a) %	引当率 (d) / (a-c)%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度末	6,341	6,341	2,286	4,055	100.00
	令和3年度末	4,048	4,048	2,455	1,593	100.00
危険債権	令和2年度末	19,238	17,975	16,336	1,638	93.43
	令和3年度末	22,382	21,214	19,553	1,661	94.78
要管理債権	令和2年度末	199	7	7	0	3.97
	令和3年度末	6	6	6	0	100.00
三月以上延滞債権	令和2年度末	—	—	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和2年度末	199	7	7	0	3.97
	令和3年度末	6	6	6	0	100.00
小計(A)	令和2年度末	25,780	24,324	18,630	5,693	94.35
	令和3年度末	26,437	25,269	22,015	3,254	95.58
正常債権(B)	令和2年度末	1,057,573				
	令和3年度末	1,073,975				
総与信残高(A)+(B)	令和2年度末	1,083,353				
	令和3年度末	1,100,413				

(注) ①「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

②「正常債権」は回収に不安のない債権ですが、将来のリスクに備えて一般貸倒引当金844百万円を引き当てております。

③「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外國為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

3. 要管理債権

信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

7. 担保・保証等による回収見込額

自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

●不良債権への対応は万全です

○不良債権に対する高い保全率

不良債権は264億円（単体）となっていますが、そのうち252億円（95.58%）は担保や貸倒引当金等でカバーされており、残りの12億円に対しても自己資本が1,225億円あり、不良債権に対する備えは万全です。

○安定した利益計上

貸倒れ発生時の償却能力を表す業務純益が当期では4,852百万円であり、毎期安定した利益を計上しております。

○高い自己資本比率

自己資本比率は12.48%と国内基準の4%と比べて相当高い水準で、十分な健全性を確保しております。

■ 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）[連結]

令和3年度末における信用金庫法開示債権（リスク管理債権）に基づく開示債権（不良債権）額〔連結〕は265億円です。

（単位：百万円）

区分	令和2年度末	令和3年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,693	4,142
危険債権	19,238	22,382
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	199	6
小計（A）	26,132	26,532
正常債権（B）	1,056,336	1,073,051
総与信残高（A）+（B）	1,082,468	1,099,583

（注）「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。せとしん信用保証（株）については仮払金、保証債務求償権を、せとしんリース（株）については未収リース料、解約金未収金を債権として計上しております。

■ 連結子会社の信用金庫法開示債権（リスク管理債権）の保全・引当状況

せとしん信用保証 株式会社

（単位：百万円）

区分	開示残高（a）	保全額（b）	担保・保証等による回収見込額（c）	貸倒引当金（d）	保全率（b）／（a）%	引当率（d）／（a-c）%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度末	50	50	27	23	100.00
	令和3年度末	71	71	40	31	100.00

せとしんリース 株式会社

（単位：百万円）

区分	開示残高（a）	保全額（b）	担保・保証等による回収見込額（c）	貸倒引当金（d）	保全率※（b）／（a）%	引当率※（d）／（a-c）%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度末	301	286	—	286	100.00
	令和3年度末	22	21	—	21	100.00
危険債権	令和2年度末	—	—	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—	—	—
小計	令和2年度末	301	286	—	286	100.00
	令和3年度末	22	21	—	21	100.00

（注）①せとしん信用保証（株）については仮払金、保証債務求償権を債権として計上しております。

②せとしんリース（株）については「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」に区分された、未収リース料、解約金未収金を債権として計上しております。

※ せとしんリース（株）の開示債権は消費税込額であり、貸倒引当金は消費税抜き債権に対して引当金を計上しております。

(a)-(d)=消費税相当分であり、保全率・引当率は100%としております。

役員、組織図、主要な事業内容

■ 役員氏名

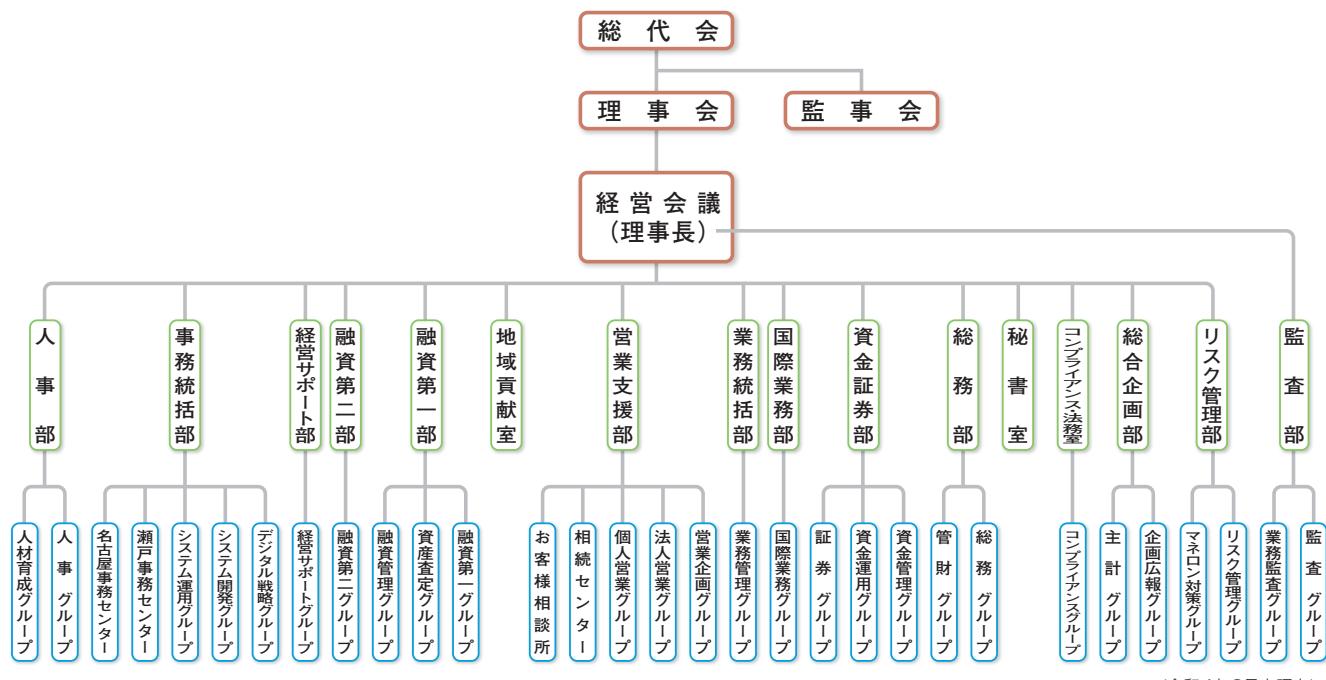
理事長 (代表理事)	成田 順一	常務理事	名取 信一	理事	浅見 明人	常勤監事	小川 直人
副理事長 (代表理事)	大橋 良宣	常務理事	加藤 知徳	理事	可児 孝宏	常勤監事	水野 博幸
専務理事 (代表理事)	稻垣 孝幸	常務理事	佐野 淳裕	理事	山田 哲	監事	横山 史啓
専務理事 (代表理事)	柴山 卓也			理事	山岸 賢一	監事	中川 博晴

※専務理事 柴山卓也は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※監事 中川博晴は、信用金庫法32条第5項に定める員外監事です。

(令和4年6月末現在)

■ 組織図



■ 主要な事業内容

預 金 業 務	(イ) 預金 (口) 謙渡性預金	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金等を取り扱っております。 謙渡可能な預金を取り扱っております。
貸 出 業 務	(イ) 貸付 (口) 手形の割引	手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。 銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。
内 国 為 替 業 務	送金為替、当座振込及び代金取扱等を取り扱っております。	
外 国 為 替 業 務	輸出、輸入及び外国送金その他の外國為替に関する各種業務を行っております。	
商品有価証券売買業務	国債等公共債の売買業務を行っております。	
有価証券投資業務	預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券等に投資しております。	
社債受託業務	担保付社債信託法による社債の受託、公社債の募集受託に関する業務を行っております。	
附 帯 業 務	(イ) 代理業務	① 日本銀行歳入代理店 ② 地方公共団体の公金取扱業務 ③ 信託等の代理店業務 ④ 株式払込みの受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ⑤ 日本政策金融公庫、住宅金融支援機構等の代理貸付業務
		(口) 保護預り及び貸金庫業務
		(ハ) 有価証券の貸付
		(二) 債務の保証
		(ホ) 公共債の引受
		(ヘ) 国債等公共債及び投資信託の窓口販売
		(ト) 保険商品の窓口販売(保険業法第275条第1項により行う保険募集)
		(チ) 証券(外貨建て債券、株式等)の仲介
		(リ) 確定拠出年金法により行う業務
		(ヌ) 電子債権記録業に係る業務

■ 役職員数の推移

(人員：人、年齢：才)

年 月	常勤役職員数								合 計	
	役 員	職 員								
		平均年齢	男 子	平均年齢	女 子	平均年齢	小 計	平均年齢		
令和2年3月末	12	62.1	805	42.5	442	35.6	1,247	40.1	1,259 40.3	
令和3年3月末	13	62.0	795	42.6	460	35.7	1,255	40.1	1,268 40.3	
令和4年3月末	12	62.9	773	42.8	463	36.2	1,236	40.3	1,248 40.6	

■ 役職員の報酬体系について

● 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	314

(注) 1. 対象役員に該当する理事は11名、監事は2名です。(期中に退任した者を含む)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」242百万円、「賞与」20百万円、「退職慰労金」52百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号) 第2条第1項第3号及び第4号、第6号並びに第3条第1項第3号及び第4号、第6号に該当する事項はありませんでした。

● 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

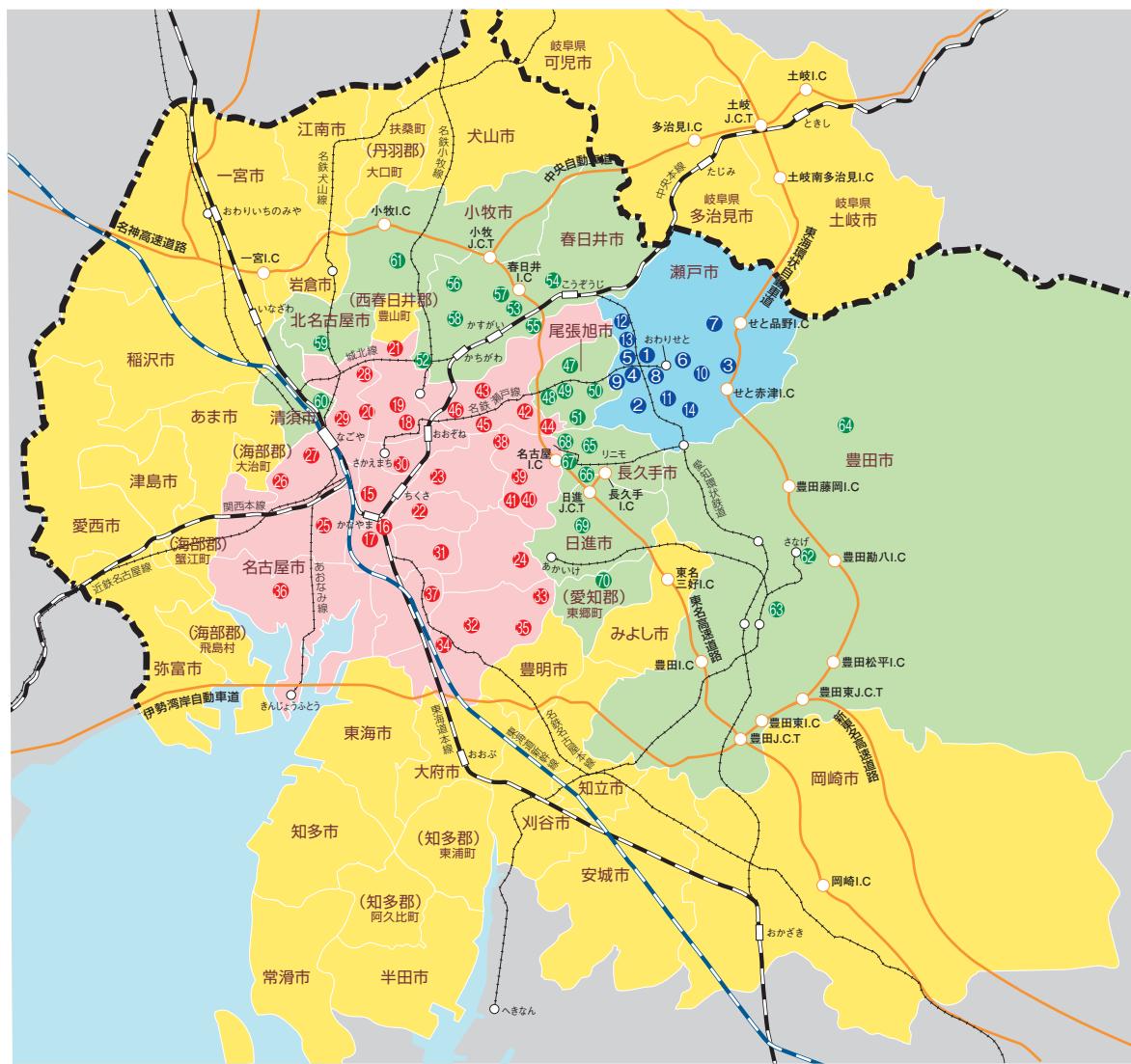
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、令和3年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

■ 充実の店舗網（72店舗、店舗外ATM34か所）



(令和4年6月末現在)

■ 店舗外ATM一覧

瀬戸市

12か所

- アピタ瀬戸店
- イオン瀬戸みずの店
- 河村電器産業
- 西友瀬戸店
- 瀬戸市役所
- 陶生病院
- ドミニー瀬戸菱野店
- パリティせと
- パロー新瀬戸ショッピングセンター
- パロー瀬戸西店
- フィール瀬戸店
- 本町(瀬戸信用金庫アートギャラリー)

尾張旭市

5か所

- アスカ
- イトーヨーカドー尾張旭店
- 尾張旭市役所
- ナフコ尾張旭店
- ピアゴ印場店

春日井市

3か所

- 清水屋春日井店
- ナフコ不二屋岩野店
- MEGAドン・キホーテUNY気晴店

長久手市

3か所

- 愛知医科大学病院
- アピタ長久手店
- イオンモール長久手

日進市

2か所

- アオキスーパー日進店
- M10香久山

信用金庫共同ATM^{※1}

3か所

- (桜通り) JRセントラルタワーズ(スカイシヤトル)
- 中部国際空港セントレア(アクセスプラザ)

自動機設置状況 ATM177台（内店舗外34か所38台）

ATM稼働日 ●は平日・土曜日・日祝休日 ▲は平日・土曜日 ■は平日

稼働時間はせとしんホームページをご覧ください。(https://www.setoshin.co.jp)

(令和4年6月末現在)

■ 営業地区一覧

【愛知県】

瀬戸市、名古屋市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊田市、犬山市、豊明市、稻沢市、岩倉市、一宮市、江南市、東海市、大府市、知立市、刈谷市、岡崎市、安城市、日進市、知多市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、津島市、半田市、常滑市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、海部郡、知多郡東浦町・阿久比町

【岐阜県】

多治見市、土岐市、可児市

※1 信用金庫共同ATMは、ATM利用手数料が異なる場合があります。

※2 パロー新瀬戸ショッピングセンターATMは令和4年8月31日をもちまして営業を終了いたします。

■ 店舗移転のご案内

令和4年2月14日 小牧支店を新築移転オープン

新住所:小牧市中央1丁目185番地

新店舗は、名鉄小牧駅から西へ150mの場所に新築移転するとともに、バリアフリーを採用し、ATMコーナー・貸金庫室に車椅子対応のスペースを確保しました。また、24時間の換気システムと換気窓を設置する等、お客さまにより一層、安全・便利にご利用いただける店舗としました。



■ 瀬戸信用金庫アートギャラリー



○瀬戸信用金庫アートギャラリーは、主に瀬戸信用金庫が所蔵する作品の展示や地域の作家を中心とした企画展の開催を通じた地域の文化・芸術への貢献を目的に、瀬戸信用金庫発祥店舗のひとつである旧本町支店跡に令和元年5月30日開館いたしました。

- ・開館時間：10:00～16:00
- ・休館日：月曜日・火曜日（祝日の場合は翌営業日）
年末年始（12月28日～1月5日）
- ・入館料：無料
- ・住所：愛知県瀬戸市東茨町36番地の11
- ・電話番号：0561-82-3100

● 開催された企画展



令和3年4月3日～4月25日



6月30日～8月1日



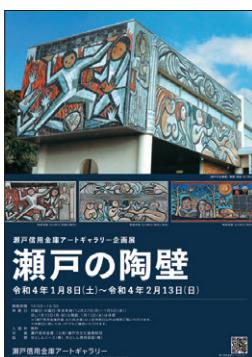
8月7日～8月29日



10月9日～11月14日



11月20日～12月26日



令和4年1月8日～2月13日



2月19日～3月27日

当アートギャラリーでは、企画展の開催とともに、瀬戸信用金庫ともかかわりの深い北川民次画伯の絵画や瀬戸にゆかりのある陶芸作品の展示を行っています。

■ 預金業務

お客さまのさまざまな貯蓄ニーズにお応えして、普通預金からスーパー定期、大口定期預金をはじめ、バラエティ豊かな預金商品を取りそろえるとともに、新しい商品の研究開発にも絶えず取組んでおります。

今後も地域に密着し、お客さまのニーズに合った、より有利な新商品の研究・開発とサービス態勢の一層の充実に取組んでまいります。

● 主な預金商品

種類	特色(内容)	期間	預入金額	
当座預金	商取引に安全で能率的な小切手、手形でお支払いができる預金です。	自由	1円以上	
普通預金	出し入れ自由でお財布代わりにご利用ください。	自由	1円以上	
無利息型普通預金	無利息ですが、預金保険制度により全額保護されます。			
総合口座	1冊の通帳に普通預金、定期預金がセットできます。必要な時には、セットされた預金の90%以内、最高300万円までを自動的にご融資します。(成人個人のお客さま1人1口座)	自由	1円以上	
貯蓄預金	お預入れ残高により金利設定されており、普通預金と同じように自由に出し入れできます。(個人のお客さま)	自由	1円以上	
通知預金	まとまった資金の短期間の運用に利用できる商品です。	7日以上	1万円以上	
納税準備預金	納税に備えていただく専用の預金で、お利息は非課税です。	自由	1円以上	
定期預金	スーパー定期	1か月以上5年以内	1,000円以上	
	大口定期預金	1,000万円以上のまとめた資金運用に適した預金です。	1か月以上5年以内	1,000万円以上
	期日指定定期預金	1年経過後は、1か月前のご連絡で満期日の指定ができ、一部お引き出しあります。(個人のお客さま)	1年以上最長3年	1,000円以上 300万円未満
	変動金利定期預金	市場金利の動向により6か月ごとに金利が変動する定期預金です。	1年、2年、3年	1,000円以上
	定額複利定期預金	6か月経過後はお引き出し自由で、お利息は半年複利で計算されます。	最長5年	1,000円以上 1,000万円未満
	年金優遇定期預金	年齢60歳以上の個人の方で当金庫で公的年金をお受取りの方または新しくお受取り指定される方を対象とした定期預金です。	1年	1,000円以上 500万円以内
	退職金専用定期預金「優宝」	個人で1年内に退職金を受取られた方に、ゆとりあるセカンドライフを応援する商品です。	6か月	100万円以上3,000万円以下 (退職金ご入金額度まで)
	宝くじ付き定期預金「ゆめ紀行」	預金の金利だけでなく「宝くじ当せん」の夢が加わった定期預金です。インターネット支店のみの取扱いとなります。	3年	100万円、300万円、 600万円、900万円、 1,500万円の5種類
	せとしんWEB定期預金	せとしん個人向けWEBサービスでお預入れ、お支払い、明細照会をご利用いただける商品です。	1年	10万円以上 500万円以内
スーパー積金	毎月一定の金額を一定期間入金いただく計画的な積立預金です。	1年以上5年以内	1,000円以上	
財形貯蓄	一般財形貯蓄	勤労者が給与天引きで積立てる預金で、貯蓄目的は自由です。	3年以上	1,000円以上
	財形年金貯蓄	満55歳未満の方で、将来の老後資金を貯める預金です。元金550万円(財形住宅貯蓄と合算)までお利息が非課税となります。	5年以上	1,000円以上
	財形住宅貯蓄	満55歳未満の方で、住宅取得のための資金を貯める預金です。元金550万円(財形年金貯蓄と合算)までお利息が非課税となります。	5年以上	1,000円以上
外貨預金	外貨普通預金	取扱通貨は、米ドル、ユーロ、オーストラリアドル等です。	自由	1通貨単位以上
	せとしんスーパードル定期	米ドル建の自動継続外貨定期預金です。	1,3,6,12か月	1,000米ドル以上
	せとしんスーパーユーロ定期	ユーロ建の自動継続外貨定期預金です。	1,3,6,12か月	1,000ユーロ以上
	せとしんスーパー豪ドル定期	オーストラリアドル建の自動継続外貨定期預金です。	1,3,6,12か月	1,000豪ドル以上

融資業務

地域の皆さまの生活の向上と中小企業及び商店などの成長発展に寄与するため、お客さまの多様なニーズにお応えできる各種事業者ローン、個人ローンを取りそろえております。

- ・手形割引…………一般商業手形の割引に
- ・手形貸付…………運転資金など短期のご融資に
- ・証書貸付…………設備資金など長期のご融資に
- ・当座貸越…………さまざまな目的のご融資に

●主な事業者ローン

種類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間
事業者カードローン	事業用の運転資金または設備資金をご利用いただけます。	100万円以上 2,000万円以内	2年以内
貸付専用型当座貸越	事業用の運転資金または設備資金をご利用いただけます。	100万円以上 2億8,000万円以内	2年以内
長期事業ローン	長期的な運転資金または設備資金をご利用いただけます。	500万円以上 5億円以内	20年以内
短期事業ローン	短期的な運転資金または設備資金をご利用いただけます。	500万円以上 2億円以内	3年以内
創業支援ローン	新たに事業を開始する方、事業を開始して1年未満の方で、運転資金または設備資金をご利用いただけます。	500万円以内	5年以内
事業応援ローン	経営の安定に必要な事業資金をご利用いただけます。	500万円以上 1億円以内	3年以内
地域活性化サポートローン	地域経済活性化等に貢献する事業用の運転資金または設備資金をご利用いただけます。	500万円以内	3年以内
せとしんSDGs応援ローン	SDGsの17ゴールと関連性の高い目標に向けた取組みに対する事業資金をご利用いただけます。	2億円以内	15年以内
せとしん金利選択型アパートローン	所有遊休不動産の活用並びに相続税対策等のためのアパート建築または購入資金をご利用いただけます。	500万円以上 5億円以内	35年以内 (中古物件は最長30年以内)

●主な個人ローン

種類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間
せとしんマイホームローンセレクト	住宅の新築・購入・増改築、マンション・土地（住宅用）の購入、住宅ローンの借り換え資金をご利用いただけます。オール電化、エコウィル・エコジョーズを対象とした金利優遇商品も準備しております。	100万円以上 1億円以内	35年以内（注） (原則借り換30年以内)
住まいりいちばんネクストV		100万円以上 1億円以内	2年以上 35年以内
しんきん保証基金保証付住宅ローン		50万円以上 8,000万円以内	35年以内
無担保住宅ローン（全国しんきんローン）	不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム資金、及びそれに伴う諸費用、借り換え資金をご利用いただけます。「空き家解体ローン」として空き家解体費用等をご利用いただけます。	2,000万円以内 (空き家解体は500万円以内)	3か月以上 20年以内
せとしんマイカーローン	車の購入、車検、自動車教習所納入金等をご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	6か月以上 10年以内
全国しんきんローン（教育・カーライフ・福祉等）	健康で文化的な生活を営むために必要な資金をご利用いただけます。	教育・カーライフは 1万円以上1,000万円以内 福祉プラン・フリーローン・ 切替プランは500万円以内	3か月以上10年以内 教育資金 3か月以上16年以内 切替プラン最長10年以内
フリーコード「助っ人くん」	暮らしに役立つ資金として自由にご利用いただけます。 (事業資金にはご利用いただけません。)	10万円以上1,000万円以内 ただし、WEB完結型は300万円以内 (主婦・パート・アルバイトの方は30万円以内)	6か月以上 10年以内
カードローン	カードローン「セトカ」	10万円以上 100万円以内	3年（更新可）
	カードローン「ベンリー」	10万円以上 500万円以内	3年（更新可）
	カードローン「きやっする」	お使いみち自由。（事業資金にはご利用いただけません。）	3年（更新可）
	マイホームローンプラス （専用カードローン）	50万円以上 900万円以内	2年（更新可）
	せとしん ゴールドカードローン	100万円 200万円 300万円	1年（更新可）
	教育カードローン	50万円 100万円	当座貸越期間（在学期間中） 5年以内 証書貸付期間（卒業後） 3か月以上10年以内

（注）ただし、既存借入の残存期間が30年超の場合は、既存借入の残存期間かつ35年以内とします。

■ 証券業務

公共債の窓口販売業務、ディーリング業務、投資信託の窓口販売業務、私募債の受託業務、金融商品仲介業務の取扱いなどの証券業務を通じてお客様のニーズにお応えすべく、独自のサービスを提供しております。

公共債の窓口販売	国債・地方債の窓口での販売を行っております。 ※ご購入にあたり口座管理扱いとなります。(口座管理手数料は無料です)
投信の窓口販売	お客様の多様な資産運用ニーズにお応えする幅広いタイプの投資信託を品揃えしております。 NISA(少額投資非課税制度)・つみたてNISA口座のお取扱いをしております。
私募債の受託業務	私募債の受託業務、信用保証協会保証付及び当金庫保証付私募債の取扱いを通じ、企業の資金調達をお手伝いします。
金融商品仲介業務	外国債券等の注文をお預りし、委託金融取引業者に仲介します。 本店営業部でお取扱いしています。

■ 国際業務

輸出入取引をはじめ、海外送金、外貨両替（米ドル売却のみ）、外貨預金、インパクトローンなどの各種業務を取扱っております。

外貨両替	現金 (Cash)	日本円を米ドルの現金に交換いたします。 取扱店（本店営業部のみ）
海外送金	仕向外国送金 (T/T)	海外のお受取人口座へ電信により振込入金する方法です。（出張所を除く）
	被仕向外国送金	外国からの外貨送金受取りの場合は、当金庫のお取引口座をご指定いただくことによりご利用いただけます。
貿易取引	輸出	輸出手形の買取り、取立てなどを行います。
	輸入	輸入信用状の発行、輸入ユーランス、輸入手形の決済などを行います。
各種保証	スタンダバイ信用状の発行のほか、入札保証、契約履行保証など各種保証も行います。	
先物為替予約	輸出入決済、インパクトローンなどに先物為替の予約取引を行うこともできます。	
外貨預金	米ドル、ユーロ、オーストラリアドルの預金で、普通預金、定期預金の2種類があります。	
外貨ご融資（インパクトローン）	外貨（米ドル）によるご融資です。資金調達の多様化が図られ、また為替リスクのヘッジなどにもご利用いただけます。	
海外子会社向け融資	融資実行可能な国や通貨等の詳細については、国際業務部までお問い合わせください。	
海外進出支援	海外進出を計画している又既に海外進出しているお客様への海外ビジネスに関する支援を行っております。	

■ 代理業務

● 代理貸付業務

代理貸付機関の委託を受けて、当金庫が代理人として資金の貸付けを行っており、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業、株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業、信金中央金庫、独立行政法人福祉医療機構等の代理貸付を行っております。

独立行政法人住宅金融支援機構	個人の住宅購入、新築
株式会社 日本政策金融公庫 国民生活事業	事業者の運転資金、設備資金及び個人の入学等の教育資金
株式会社 日本政策金融公庫 中小企業事業	事業者の運転資金、設備資金
信金中央金庫	事業者の運転資金、設備資金及び個人の住宅購入、新築、増改築資金
独立行政法人 福祉医療機構	医療従事者（医療法人及び個人）に対する新規開設に伴う設備資金及び開設に伴う運転資金

● その他の代理業務

小規模企業共済掛金の取扱い、中小企業倒産防止共済の取扱い、建設業退職金共済制度の証紙販売等を行っております。

■ 保険業務

生命保険会社・損害保険会社各社が提供する保険商品を取扱っております。

損害保険業務	住宅ローン関連の長期住宅火災保険、事業性保険、債務返済支援保険、海外旅行保険（インターネット完結型）、傷害保険、業務災害補償保険 代理店契約先：共栄火災海上保険㈱、損害保険ジャパン㈱、東京海上日動火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱、三井住友海上火災保険㈱
生命保険業務	生命保険の個人年金保険（定額型）、終身（養老）保険、医療保険、がん保険、学資保険、定期保険 取扱生命保険会社：フコクしんらい生命保険㈱、アフラック生命保険㈱、三井住友海上あいおい生命保険㈱、SOMPOひまわり生命保険㈱、日本生命保険㈱、第一フロンティア生命保険㈱、住友生命保険（相）

■ 相談業務

FP（ファイナンシャル・プランニング技能士）、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士等の専門家が、お客さまの視点で各種相談に対応しております。

資産相談業務	当金庫のFP（ファイナンシャル・プランニング技能士）が相続、遺言、不動産有効活用等の相談に対応しております。
経営相談業務	中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受け、経営状況の分析や創業・新事業展開支援、事業承継相談など、中小企業の皆さまからの各種相談について積極的に対応しております。
M&A相談業務	中小企業の事業承継や新分野進出等の悩みを解決するために、M&Aに関する相談業務を実施しております。積極的にM&Aが利用される中、当金庫は全国の信用金庫のネットワークを活用し、問題解決をサポートします。
税務相談	税理士等の専門家による税務相談を行っております。
年金相談	専門の相談員による年金相談を行っております。 営業店の「タブレット」を利用したビデオ通話で「リモート相談」も受け付けております。

■ その他の業務・各種サービス

地域の皆さまの利便性の向上と各種金融サービスの充実に努めております。

振込、送金、取立	全国どこでも迅速、確実に振込、代金取立などがご利用になれます。
貸金庫	貴金属、権利証など大切な貴重品を火災や地震などの災害や盗難から安全、確実にお守りします。
相続関連業務	相続に関するお客さまの幅広いニーズにお応えするため、遺言信託、遺産整理業務等のお取次ぎをしています。 所属信託銀行：三井住友信託銀行、その他所属信託会社もあります。
信託契約代理業務	信金中央金庫の信託契約代理店として、お客さまの円滑な相続・贈与ニーズにお応えするための個人向け信託商品の媒介をしています。
確定拠出年金運営管理業務	企業型確定拠出年金：企業の福利厚生を充実させるための退職年金制度としてご利用いただけます。 当金庫は運営管理機関をご紹介いたします。 個人型確定拠出年金：豊かな老後を迎えるための資産形成手段としてご利用いただけます。 当金庫は運営管理機関・受付金融機関として加入者の皆さまをサポートします。
自動受取り・自動支払いサービス	給与、年金、配当金などの自動受取や、各種の公共料金、保険料、クレジット代金などの自動支払が、簡単な手続きでご利用いただけます。
キャッシュカードサービス	カード1枚で、預け入れ、引き出し、残高照会、振込、振替ができます。 全国の信用金庫、提携金融機関及びゆうちょ銀行、セブン銀行、イオン銀行、ローソン銀行のATMなどでお引き出しができます。
定額送金サービス	家賃、仕送り、駐車場代金など毎月一定日に一定の金額をご指定の口座より引き落として、登録送金先に対し自動的に振り込むサービスです。
IBサービス 個人向けWEBサービス	インターネットに接続できる個人の方でパソコン・スマートフォンを使用して当金庫ホームページにアクセスし、ご契約口座の照会、振込ならびにWEB定期預金の契約・解除をご利用いただくサービスです。
FBサービス 法人向けWEBサービス	インターネットに接続できる法人または個人事業主の方でパソコンを使用して当金庫ホームページにアクセスし、照会サービス、資金移動サービス、データ伝送サービスがご利用いただけるサービスです。
FBサービス アンサーサービス(照会サービス)	ご契約の電話やファクシミリ、パソコンと当金庫のコンピュータを結び、振込などのご連絡やお取引内容、残高の照会をお答えするサービスです。
資金移動(HB)サービス	ご家庭やオフィスに居ながらパソコン、スマートフォンにより、ご指定口座への振込や振替ができるサービスです。
データ伝送サービス	FB専用ソフトまたはインターネットを利用して、振込・口座振替データをまとめて送信していただくことにより、振込・口座振替処理するサービスです（総合振込、給与振込、口座振替、集金代行）。
せとしんでんさいサービス	インターネットに接続可能なパソコンで電子記録債権の発生や受取などをご利用いただける法人または個人事業主のお客さま向けサービスです。
せとしん外為WEBサービス	法人または個人事業主の方でインターネットに接続できるパソコンを使用して外国送金、輸入信用状開設のお取引をご利用いただけるサービスです。
せとしん投信インターネットサービス	インターネットに接続できる個人の方で、パソコン等を使用して投資信託のお取引がご利用いただけるサービスです。
個人ローンWEB申込み(WEB完結・仮審査)	カードローン、マイカーローン、教育ローンなど各種個人ローンの申込み（WEB完結・仮審査）をパソコンやスマートフォンでご利用いただけるサービスです。
せとしんアプリ	スマートフォン専用のアプリで、口座残高や出入金明細のご確認、保有資産の照会、ご住所の変更・キャッシュカードおよび通帳の紛失時のお手続き、個人向けWEBサービスのお申込みがご利用いただけるサービスです。

主な手数料(令和4年6月末現在)

※下記手数料には消費税が含まれています。

ATM利用手数料

取扱業務		平日	土曜日	日曜・祝休日	手数料
お引出し	当金庫カード	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	無料
	他信金カード	8:00~8:45 8:45~18:00 18:00~21:00	8:00~9:00 9:00~14:00 14:00~21:00	——	110円 無料 110円
	他金融機関カード ゆうちょ銀行カード	8:00~8:45 8:45~18:00 18:00~21:00	8:00~9:00 9:00~14:00 14:00~21:00	8:00~21:00	220円 110円 220円
	クレジットカード	8:00~18:00 18:00~21:00	9:00~14:00 14:00~21:00	——	無料 110円
	当金庫カード・通帳(当座預金を除く) 当金庫当座預金通帳	8:00~21:00 8:00~15:00	8:00~21:00 お取扱いできません	8:00~21:00	無料
	他信金カード	8:00~8:45 8:45~18:00 18:00~21:00	8:00~9:00 9:00~14:00 14:00~21:00	——	110円 無料 110円
お預入れ	他金融機関カード ゆうちょ銀行カード ※入金携帯金融機関カードのみ取扱	8:00~8:45 8:45~18:00 18:00~21:00	8:00~9:00 9:00~14:00 14:00~21:00	8:00~21:00	220円 110円 220円
	お振替え	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	無料
お振込み(電信扱い)		8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	3万円未満 現金 110円 振替 無料 3万円以上 現金 220円 振替 無料
				当金庫本支店 あて 3万円未満 現金 110円 振替 無料 3万円以上 現金 220円 振替 無料	
					他金融機関 あて 3万円未満 現金 440円 振替 330円 3万円以上 現金 660円 振替 550円

(注) 1. ATMにより取扱業務・時間が上記と異なる場合があります。

2. ATMでは10万円を超える現金振込はお取扱いできません。

3. お振込み先の金融機関、ご利用時間帯により、翌営業日扱いとなる場合があります。

融資関係手数料

項目	取扱内容	手数料
住宅ローン 線上償還手数料	一部線上償還 全額線上償還	1件当たり 5,500円 1件当たり 33,000円
アパートローン・ 証書貸付(金利選択型) 線上償還手数料	一部線上償還 全額線上償還	1件当たり 5,500円 1件当たり 33,000円
証書貸付(金利選択型 以外)線上償還手数料	一部線上償還 全額線上償還	1件当たり 5,500円 1件当たり 5,500円
固定金利選択手数料		1件当たり 5,500円
固定金利期間解約手数料		1件当たり 5,500円
不動産担保取扱手数料	新規設定手数料 設定変更手数料	設定金額(極度額) 設定額に閑 わらず一律 55,000円 設定額に閑 わらず一律 55,000円
その他手数料	一部及び全部解除・ 債務引受、その他	設定額に閑 わらず一律 5,500円
条件変更手数料	(証書貸付かつ融資残高1,000 千円以上のものに限る)	1件当たり 5,500円

でんさいサービス手数料

項目	取扱内容			手数料
	当金庫 同一支店あて	当金庫 本支店あて	他金融 機関あて	
パンコンでお取引	発生記録請求 債権者請求方式	1件につき 1件につき	330円 330円	330円 440円 330円 440円
	債権者請求方式			
	譲渡記録請求 分割譲渡記録請求	1件につき	220円 330円	220円 330円 330円 440円
	開示			無料
	保証記録請求 (譲渡に随伴しない場合)	1件につき		330円
	変更記録請求 (債権内容の変更・オンライン)	1件につき		330円
	支払等記録請求 (口座間送金決済以外)	1件につき		330円
窓口でお取引	取引代行 画面による開示(特例)	1件につき		880円 3,300円
	変更記録請求 (債権内容の変更・書面)	1件につき		2,200円
	支払不能情報照会 (ご利用者等からの照会)	1件につき		3,300円
	依頼返却 (口座間送金決済中止)	1件につき		1,100円
	割引支払不能返却	1件につき		1,100円
	異議申立取扱 支払不能処分調査	1件につき		3,300円 1,100円
	残高証明書発行(都度発行方式)	1通当たり		4,400円
	貸倒引当金繰入証明書発行	1通当たり		1,100円
	取引停止処分証明書	1通当たり		1,650円
	災害による支払不能処分の証明書	1通当たり		1,650円
	特定記録機関変更記録	1件につき		4,400円
	入金手数料(でんさい決済資金の受取に係る手数料)	1件につき		220円
	残高証明書発行(定期発行方式)	1通当たり		1,650円
	基本手数料	(月額)		1,100円

(注) 1. 法人向けWEBをご利用のお客さまは、法人向けWEB基本手数料が必要となります。
2. 記録請求など一度登録された後に、登録取消をされても手数料が必要となります。

主な手数料(令和4年6月末現在)

※下記手数料には消費税が含まれています。

■ 為替手数料

項目	取扱内容	手数料	3万円未満	3万円以上
振込	窓口をご利用の場合	当金庫同一支店あて 当金庫本支店あて 他金融機関あて	1件につき 330円 550円	
	定額送金利(基本料込)	当金庫同一支店あて 当金庫本支店あて 他金融機関あて	110円 220円 550円	110円 440円 770円
	資金移動(HB)サービス 法人・個人向けWEBサービス	当金庫同一支店あて 当金庫本支店あて 他金融機関あて	無料 無料 275円	無料 無料 440円
	データ伝送 (法人向けWEBを除く)	当金庫同一支店あて 当金庫本支店あて 他金融機関あて	無料 220円 385円	無料 220円 550円
	給与振込手数料	当金庫本支店あて	無料	
		振込依頼が指定日以内 振込依頼が指定日以内 (データ伝送扱い) 振込依頼が指定日より 遅れた場合 振込依頼が指定日より 遅れた場合 (データ伝送扱い)	220円 165円 440円 330円	
	代金取扱手数料 (商手・譲担を含む)	当金庫同一支店内 当金庫本支店内 名古屋交換 名古屋交換以外扱い	直接口座入金 代金取立 直接口座入金 代金取立 直接口座入金 代金取立 至急扱	無料 無料 無料 440円 無料 440円 880円 880円 1,100円
	その他の 為替手数料	振込組戻料、取扱手形組戻料、不渡手形返却料、取扱手形店頭呈示料(ただし、店頭呈示のための取扱費用が1,100円以上のときは実費をいただきます。) 不渡異議申立供託手数料	1,100円 3,300円	
	地方税 取次手数料	他金融機関に取り次ぐ納付書	3万円未満 3万円以上	660円 880円

■ 両替手数料

項目	取扱内容	手数料
窓口	両替と金種指定した硬貨入出金	1～10枚 無料
		11～500枚 ※硬貨入金は50枚まで無料
		501枚以上 (500枚毎) 550円加算

(注) 硬貨によるご入金、ご出金のお取引につきましても、上記、窓口での取扱内容と同様、硬貨枚数に応じた手数料がかかります。

■ その他手数料

項目	取扱内容	手数料
証明書発行手数料	残高証明書当金庫所定用紙	1通当たり 550円
	所定外証明書	1通当たり 1,100円
	主債務の履行状況に関する情報提供手数料	1通当たり 1,100円
	通帳未記入取引照合表	1通当たり 1,100円
	監査法人調査等	1通当たり 3,300円
個人情報開示手数料		1件当たり 1,100円
夜間金庫利用料	基本料金 (月額)	8,250円
	専用入金帳代	1冊当たり 22,000円
貸金庫利用料	サイズ 小・中・大・特大 (年額)	10,560円～33,000円
セーフティ・バック利用料		(年額) 10,560円
株式払込手数料		料率による
株式払込受付票(または領収書)発行代金		1通当たり 5.5円 (円未満切捨て)
通帳・証書・カード・契約の証再発行手数料		1件当たり 1,100円
旅館券取立手数料		1通当たり 1,100円
自己宛小切手発行手数料		1枚当たり 550円
通帳摘要専用伝票代		1冊当たり 5,500円
集金代行システム(スリーステップ)利用料	基本手数料	1回当たり 2,200円
	新規登録手数料	220円
	変更手数料	1件当たり 110円
	引落手数料	当金庫本支店あて 1件当たり 110円 他金融機関あて 1件当たり 165円
パソコンサービス利用料	契約料	1件当たり 11,000円
	基本手数料 (月額)	11,000円
	データ伝送基本料 (月額)	2,200円
	取扱手数料	1件当たり 5.5円 (円未満切捨て)
法人向けWEB利用料	基本手数料 (理会・資金移動サービス)	(月額) 1,100円
	基本手数料 (データ伝送サービス)	(月額) 2,200円
個人向けWEB利用料	基本手数料	無料
資金移動(HB)利用料 (ANSER利用料含む)	基本手数料 (月額)	2,200円
データ伝送利用料	基本手数料 (月額)	2,200円
ANSER利用料	基本手数料 (月額)	1,100円
外為WEBサービス	利用料 (月額)	2,200円
当座勘定関係	小切手帳代	1冊(50枚) 署名鑑印刷 1,100円
	約束手形帳代	1冊(50枚) 署名鑑印刷 1,100円
為替手形帳代	1冊(50枚) 署名鑑印刷 1冊(50枚)	1,100円
	登録	1件当たり 5,500円
署名鑑手数料	変更	1件当たり 5,500円
	丸専口座開設料 割賦販売通知書	1通当たり 5,500円
丸専約束手形用紙代 (含む決済手数料)		1枚当たり 1,100円

(注) 証明書発行手数料の所定外証明書は、取引履歴調査、預貸金利証明などの各種証明を含みます。

資料編

単体情報

財務諸表 34

経営指標

主要な業務の状況を示す指標 38

預金に関する指標 39

貸出金等に関する指標 39

為替に関する指標 40

証券等に関する指標 41

自己資本の充実の状況等について 43

連結情報

連結財務諸表 51

自己資本の充実の状況等について 55

開示項目一覧 61



財務諸表

■貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和2年度 (3年3月31日現在)	令和3年度 (4年3月31日現在)	科 目	令和2年度 (3年3月31日現在)	令和3年度 (4年3月31日現在)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	8,680	9,727	預 金 積 金	2,132,160	2,161,530
預 け 金	608,718	531,064	当 座 預 金	92,171	95,796
買 入 金 錢 債 権	2,206	3,411	普 通 預 金	842,023	897,474
金 錢 の 信 託	—	3,000	貯 蓄 預 金	7,320	7,418
商 品 有 価 証 券	44	—	通 知 預 金	3,328	4,267
商 品 国 債	44	—	定 期 預 金	1,098,587	1,082,168
有 価 証 券	780,172	888,333	定 期 積 金	75,102	61,641
国 債	52,577	51,350	その他の預金	13,627	12,762
地 方 債	160,117	160,893	讓 渡 性 預 金	7,278	7,278
社 債	391,059	435,156	借 用 金	230,886	264,756
株 式	16,763	15,622	借 入 金	230,886	264,756
そ の 他 の 証 券	159,654	225,310	外 国 為 替	0	1
貸 出 金	1,081,458	1,098,367	売 渡 外 国 為 替	—	0
割 引 手 形	6,910	8,123	未 払 外 国 為 替	0	0
手 形 貸 付	56,150	56,222	そ の 他 負 債	3,954	3,597
証 書 貸 付	969,413	983,081	未 決 済 為 替 借	473	531
当 座 貸 越	48,984	50,940	未 払 費 用	1,453	1,107
外 国 為 替	932	1,090	給 付 補 備 金	41	26
外 国 他 店 預 け	285	214	未 払 法 人 税 等	199	327
買 入 外 国 為 替	9	—	前 受 収 益	356	378
取 立 外 国 為 替	637	875	払 戻 未 済 金	14	22
そ の 他 資 産	13,135	12,573	払 戻 未 済 持 分	0	0
未 決 済 為 替 貸	443	477	金 融 派 生 商 品	34	12
信 金 中 金 出 資 金	8,595	8,595	リ ー ス 債 務	839	684
前 払 費 用	—	0	資 產 除 去 債 務	216	198
未 収 収 益	2,145	2,073	そ の 他 の 負 債	324	308
金 融 派 生 商 品	62	7	賞 与 引 当 金	881	926
そ の 他 の 資 産	1,888	1,419	役 員 賞 与 引 当 金	15	20
有 形 固 定 資 産	24,430	24,595	退 職 給 付 引 当 金	7,109	7,348
建 物	7,986	7,811	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	256	292
土 地	13,594	13,992	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	127	136
リ ー ス 資 産	770	626	偶 発 損 失 引 当 金	354	105
建 設 仮 勘 定	17	264	そ の 他 の 引 当 金	0	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,061	1,900	繰 延 税 金 負 債	792	—
無 形 固 定 資 産	89	87	債 務 保 証	721	615
繰 延 税 金 資 産	—	2,070	負 債 の 部 合 計	2,384,537	2,446,609
債 務 保 証 見 返	721	615	(純 資 産 の 部)		
貸 倒 引 当 金	△ 6,520	△ 4,100	出 資 金	1,209	1,209
(うち個別貸倒引当金)	(△ 5,697)	(△ 3,256)	普 通 出 資 金	1,209	1,209
			利 益 剰 余 金	118,071	121,341
			利 益 準 備 金	1,200	1,209
			そ の 他 利 益 剰 余 金	116,871	120,131
			特 別 積 立 金	112,000	112,000
			(うち固定資産圧縮積立金)	(818)	(818)
			当 期 未 処 分 剰 余 金	4,871	8,131
			当 期 純 利 益	3,061	3,317
			会 員 勘 定 合 計	119,281	122,550
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,251	1,678
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	10,251	1,678
			純 資 産 の 部 合 計	129,532	124,228
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,514,070	2,570,838
資 産 の 部 合 計	2,514,070	2,570,838			

■損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和2年度 (2年4月1日~3年3月31日)	令和3年度 (3年4月1日~4年3月31日)
経 常 収 益	21,227	22,020
資 金 運 用 収 益	18,053	18,889
貸 出 金 利 息	10,258	10,457
預 け 金 利 息	642	716
有価証券利息配当金	6,928	7,489
その他の受入利息	224	225
役 務 取 引 等 収 益	2,171	2,350
受 入 為 替 手 数 料	906	810
その他の役務収益	1,264	1,539
そ の 他 業 務 収 益	515	421
外 国 為 替 買 益	43	40
国 債 等 債 券 売 却 益	268	178
その他の業務収益	203	202
そ の 他 経 常 収 益	486	359
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	40	—
償 却 債 権 取 立 益	5	7
株 式 等 売 却 益	421	135
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	1
その他の経常収益	19	215
経 常 費 用	18,008	17,310
資 金 調 連 費 用	821	525
預 金 利 息	798	511
給付補償金繰入額	21	14
譲渡性預金利息	2	2
金利スワップ支払利息	1	0
その他の支払利息	△ 2	△ 4
役 務 取 引 等 費 用	1,111	1,138
支 払 為 替 手 数 料	181	136
その他の役務費用	929	1,001
そ の 他 業 務 費 用	219	276
商 品 有 価 証 券 売 買 損	0	0
国 債 等 債 券 売 却 損	114	0
国 債 等 債 券 償 還 損	97	266
その他の業務費用	7	8
経 費	15,155	14,927
人 件 費	9,563	9,590
物 件 費	5,027	4,843
税 金	565	493
そ の 他 経 常 費 用	699	442
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	83	141
株 式 等 売 却 損	438	254
その他の資産償却	0	—
その他の経常費用	177	46
経 常 利 益	3,218	4,710
特 別 利 益	5	0
固 定 資 産 処 分 益	5	0
特 別 損 失	96	10
固 定 資 産 処 分 損	41	5
減 損 損 失	55	4
税 引 前 当 期 純 利 益	3,127	4,700
法 人 税・住 民 税 及 び 事 業 税	503	964
法 人 税 等 調 整 額	△ 437	418
法 人 税 等 合 計	66	1,383
当 期 純 利 益	3,061	3,317
繰越金(当期末残高)	1,810	4,813
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,871	8,131

■損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 28 百万円
子会社との取引による費用総額 75 百万円
3. 出資1口当たり当期純利益 1,372 円 37 銭
4. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、2,320 百万円であります。
5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針と合わせて注記しております。
6. 資金調達費用に含まれるその他の支払利息のマイナスは、金利がマイナスの取引を約定したことに伴い、純額でマイナスになったことによるものです。

■ 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和2年度 (2年4月1日~3年3月31日)	令和3年度 (3年4月1日~4年3月31日)
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,871	8,131
繰越金(当期末残高)	1,810	4,813
当 期 純 利 益	3,061	3,317
積 立 金 取 崩 額	—	—
剩 余 金 処 分 額	57	47
利 益 準 備 金	9	0
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	(年 4%) 47	(年 4%) 47
特 別 積 立 金	—	—
繰越金(当期末残高)	4,813	8,083

令和4年6月17日開催の第80期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書などの計算書類等は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの会計監査を受け適正、適法に作成されている旨の報告を受けております。

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月17日

瀬戸信用金庫

理事長

成田順一

■ 主要な業務の状況を示す指標

■ 業務粗利益

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	17,232	18,364
資金運用収益	18,053	18,889
資金調達費用	821	525
役務取引等収支	1,059	1,211
役務取引等収益	2,171	2,350
役務取引等費用	1,111	1,138
その他の業務収支	295	145
その他業務収益	515	421
その他業務費用	219	276
業務粗利益	18,588	19,721
業務粗利益率	0.77%	0.76%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和2年度 一百万円、令和3年度 0百万円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 業務純益

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
業務純益	3,456	4,852
実質業務純益	3,502	4,873
コア業務純益	3,445	4,961
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	3,262	4,745

(注) 1. 業務純益=業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を算出した損益です。

■ 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	令和2年度 2,191,514	18,053	0.75
	令和3年度 2,571,717	18,889	0.73
うち 貸出金	令和2年度 1,046,105	10,258	0.98
	令和3年度 1,089,690	10,457	0.95
うち 預け金	令和2年度 582,212	642	0.11
	令和3年度 633,785	716	0.11
うち商品 有価証券	令和2年度 49	0	0.78
	令和3年度 33	0	0.75
うち 有価証券	令和2年度 751,160	6,927	0.92
	令和3年度 835,874	7,489	0.89
資金調達勘定	令和2年度 2,298,049	821	0.03
	令和3年度 2,475,683	525	0.02
うち 預金積金	令和2年度 2,121,579	820	0.03
	令和3年度 2,166,084	526	0.02
うち 譲渡性預金	令和2年度 7,489	2	0.02
	令和3年度 10,536	2	0.02
うち 借用金	令和2年度 164,166	—	0.00
	令和3年度 257,083	—	0.00

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度 4,571百万円、令和3年度 5,045百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託見合額の平均残高(令和2年度 一百万円、令和3年度 1,256百万円)及び利息(令和2年度 一百万円、令和3年度 1百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 利鞘

(単位: %)

	令和2年度	令和3年度
資金運用利回	0.75	0.73
資金調達原価率	0.69	0.62
総資金利鞘	0.06	0.11

■ 利益率

(単位: %)

	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.13	0.18
総資産当期純利益率	0.12	0.12

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

■ 受取・支払利息の増減

(単位:百万円)

	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受取利息	473	△ 643	△ 169
	令和3年度 1,323	△ 487	835
うち 貸出金	874	△ 323	550
	令和3年度 418	△ 219	199
うち 預け金	21	△ 140	△ 118
	令和3年度 58	16	74
うち商品 有価証券	△ 0	△ 0	△ 0
	令和3年度 △ 0	△ 0	△ 0
うち 有価証券	△ 428	△ 149	△ 577
	令和3年度 759	△ 197	561
支払利息	21	△ 281	△ 260
	令和3年度 37	△ 333	△ 295
うち 預金積金	10	△ 267	△ 257
	令和3年度 10	△ 304	△ 294
うち 譲渡性預金	0	0	0
	令和3年度 0	△ 0	0
うち 借用金	—	—	—
	令和3年度 —	—	—

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ その他業務収支の内訳

(単位:百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
外国為替売買損益	43	40
商品有価証券売買損益	△ 0	△ 0
国債等債券関係損益	57	△ 88
金融派生商品関係損益	—	—
その他	195	193
合計	295	145

■ 経費の内訳

(単位:百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
人件費	9,563	9,590
報酬給料手当	7,368	7,373
退職給付費用	1,068	1,072
その他	1,126	1,145
物件費	5,027	4,843
事務費	1,728	1,752
固定資産費	1,137	1,022
事業費	374	342
人事厚生費	148	143
減価償却費	1,001	960
その他	637	621
税金	565	493
合計	15,155	14,927

経営指標

会員・会員外別貸出金残高

(単位:百万円)

	令和2年度末	令和3年度末
会員貸出金	795,215	815,703
会員外貸出金	286,243	282,664
合計	1,081,458	1,098,367

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和2年度末	令和3年度末		
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	393,983	(36.43)	404,859	(36.86)
運転資金	687,474	(63.56)	693,507	(63.13)
合計	1,081,458	(100.00)	1,098,367	(100.00)

貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

	令和2年度末			令和3年度末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	2,313	126,710	(11.71)	2,319	129,440	(11.78)
農業、林業	6	63	(0.00)	5	61	(0.00)
鉱業、採石業、砂利採取業	17	4,266	(0.39)	17	3,677	(0.33)
建設業	3,481	90,514	(8.36)	3,563	94,033	(8.56)
電気・ガス・熱供給・水道業	12	12,032	(1.11)	10	12,661	(1.15)
情報通信業	175	3,742	(0.34)	181	4,365	(0.39)
運輸業、郵便業	286	16,363	(1.51)	305	17,805	(1.62)
卸売業、小売業	2,473	101,791	(9.41)	2,466	103,187	(9.39)
金融業、保険業	64	35,785	(3.30)	67	37,142	(3.38)
不動産業	1,420	104,873	(9.69)	1,423	105,838	(9.63)
物品賃貸業	45	5,832	(0.53)	48	6,298	(0.57)
学術研究、専門・技術サービス業	411	11,279	(1.04)	435	12,862	(1.17)
宿泊業	12	2,326	(0.21)	11	2,301	(0.20)
飲食業	938	12,120	(1.12)	940	12,404	(1.12)
生活関連サービス業、娯楽業	348	15,123	(1.39)	362	12,640	(1.15)
教育、学習支援業	84	4,066	(0.37)	93	3,945	(0.35)
医療、福祉	504	21,049	(1.94)	526	21,994	(2.00)
その他のサービス	1,623	31,444	(2.90)	1,617	32,560	(2.96)
小計	14,212	599,388	(55.42)	14,388	613,223	(55.83)
地方公共団体	14	237,653	(21.97)	15	232,935	(21.20)
個人	21,128	244,415	(22.60)	20,953	252,208	(22.96)
合計	35,354	1,081,458	(100.00)	35,356	1,098,367	(100.00)

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 国外向け貸出金は国内向け貸出金と同様に業種別に区分し計数に含めております。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度 823	823	—	776	823
	令和3年度 823	844	—	823	844
個別貸倒引当金	令和2年度 5,737	5,697	37	5,700	5,697
	令和3年度 5,697	3,256	2,562	3,134	3,256
合計	令和2年度 6,514	6,520	37	6,476	6,520
	令和3年度 6,520	4,100	2,562	3,958	4,100

(注) 当期減少額のその他は洗替えによるものであります。

貸出金償却

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金償却	—	—

(注) 直接償却のみを記載しております。

為替に関する指標

外国為替取扱高

(単位:千米ドル)

	令和2年度	令和3年度
貿易	185,709	171,935
貿易外	37,869	57,681
合計	223,578	229,616

内国為替取扱高

(単位:千件、百万円)

	令和2年度		令和3年度		
	件数	金額	件数	金額	
振込	仕向為替	2,911	1,744,015	2,878	1,781,691
	被仕向為替	3,845	2,042,564	3,803	2,103,899
代金取立	仕向為替	133	182,679	122	173,718
	被仕向為替	104	146,358	93	136,345
合計	計	6,995	4,115,618	6,896	4,195,653

証券等に関する指標

商品有価証券期末残高・平均残高

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
商品国債	44	49	—	33
商品地方債	—	—	—	—
合計	44	49	—	33

公共債引受額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
国債	—	—
地方債	5	—
政府保証債	—	—
合計	5	—

有価証券期末残高・平均残高

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	52,577	44,417	51,350	48,583
地方債	160,117	157,120	160,893	161,059
社債	391,059	389,745	435,156	418,397
株式	16,763	11,848	15,622	15,071
外国証券	106,301	96,798	178,983	150,997
その他証券	53,353	51,230	46,326	41,764
合計	780,172	751,160	888,333	835,874

公共債窓販実績

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
国債	—	—
個人向け国債	63	70
地方債	5	—
合計	68	70

預証率

(単位:百万円)

	令和2年度末		令和3年度末	
有価証券(A)	780,172		888,333	
預金積金(B)	2,139,439		2,168,808	
預証率(A/B)	36.46%		40.95%	
期中平均	35.28%		38.40%	

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

ディーリング実績・公共債

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
長期国債	—	44
中期国債	—	—
地方債	—	—
その他	—	—
合計	—	44

有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位:百万円)

	令和2年度末							令和3年度末								
	合計	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超期間の定めのないもの	合計	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超期間の定めのないもの		
国債	52,577	3,023	23,291	15,686	—	—	10,576	—	51,350	7,062	28,764	2,589	—	1,484	11,449	—
地方債	160,117	12,320	48,907	36,128	10,642	16,775	35,343	—	160,893	11,083	57,544	23,232	8,793	18,963	41,275	—
社債	391,059	8,580	50,132	61,541	128,091	114,609	27,603	500	435,156	16,688	64,013	89,310	114,676	104,694	42,306	3,465
株式	16,763	—	—	—	—	—	16,763	15,622	—	—	—	—	—	—	15,622	
外国証券	106,301	1,407	21,408	4,639	9,499	11,744	14,169	43,431	178,983	15,346	9,739	11,023	12,878	11,873	25,370	92,751
その他証券	53,353	—	1,741	3,005	3,975	4,827	—	39,803	46,326	—	1,534	176	1	66	—	44,548

■ 有価証券の時価情報

※貸借対照表の「商品有価証券」「有価証券」を記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位:百万円)

区分	令和2年度末			令和3年度末		
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額
売買目的有価証券	45	44	0	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券はございません。

3. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和2年度末			令和3年度末		
		貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	差額	貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	差額
貸借対照表計上額が 取得原価(償却原価) を超えるもの	株式	13,076	10,070	3,006	9,316	7,450	1,866
	債券	455,841	448,889	6,952	343,170	339,273	3,897
	国債	45,994	44,723	1,271	38,416	37,671	744
	地方債	142,401	139,885	2,515	105,313	103,883	1,430
	社債	267,445	264,280	3,164	199,440	197,718	1,722
	その他	122,746	116,490	6,256	77,965	73,280	4,685
貸借対照表計上額が 取得原価(償却原価) を超えないもの	小計	591,665	575,450	16,215	430,453	420,004	10,448
	株式	3,254	3,620	△366	6,084	6,999	△915
	債券	147,912	149,035	△1,122	304,229	307,909	△3,679
	国債	6,582	6,644	△61	12,933	13,288	△354
	地方債	17,715	17,854	△138	55,579	56,480	△901
	社債	123,614	124,536	△921	235,715	238,139	△2,423
合計	その他	36,881	37,472	△591	147,312	150,886	△3,573
	小計	188,048	190,128	△2,080	457,626	465,795	△8,168
合計		779,713	765,578	14,135	888,080	885,800	2,280

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 「その他」は、ユーロ円債、投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

■ デリバティブ取引

1. 金利関連取引

金利スワップ取引はございません。

2. 通貨関連取引

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	契約額等	契約額等	契約額等	契約額等
店頭為替予約	745	358	745	358
買建	1,065	197	1,065	197

(注) 1. 為替予約の時価及び評価損益につきましては、期末日に引き直しを行い、その損益を損益計算書に計上しておりますので、上記記載から除いております。
2. 為替変動リスクのヘッジ手段として通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ会計を適用しております。

3. その他のデリバティブ取引

その他のデリバティブ取引はございません。

4. 子会社株式で時価のあるもの

子会社株式で時価のあるものはございません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和2年度末		令和3年度末	
	貸借対照表 計上額	貸借対照表 計上額	貸借対照表 計上額	貸借対照表 計上額
子会社株式	25	25	25	25
非上場株式	408	196	408	196
組合出資金	26	31	26	31
合計	459	252	459	252

(注) 残高の減少は、非上場株式の消却によるものです。

■ 金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託はございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	令和2年度末				令和3年度末			
	時価	差額	うち時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	時価	差額	うち時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表 計上額を超えないもの
	—	—	—	—	3,000	2,999	△0	0

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

3. その他の金銭の信託はございません。

自己資本の充実の状況等について

■ 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	119,233	122,502
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,209	1,209
うち、利益剰余金の額	118,071	121,341
うち、外部流出予定額 (△)	47	47
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	823	844
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	823	844
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	120,056	123,346
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	89	87
うち、のれんに係るもの	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	89	87
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	89	87
自己資本		
自己資本の額 [(イ) - (口)] (ハ)	119,967	123,259
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	890,774	951,476
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 20,766	△ 20,309
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△ 20,766	△ 20,309
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	34,804	35,470
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	925,579	986,947
自己資本比率		
自己資本比率 [(ハ) / (二)]	12.96%	12.48%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出してあります。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況等について

2. 定性的・定量的な開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要

自己資本額のうち、当金庫が積立てているもの以外のものは、地域のお客さまからお預かりしている出資金が該当します。

(2) 信用金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

① 自己資本の充実度について

当金庫の自己資本比率は令和4年3月末現在で12.48%と、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。

② 将来の自己資本充実策について

年度ごとに掲げる事業収支計画の達成により、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

○自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	890,774	35,630	951,476	38,059
1) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	842,879	33,715	873,195	34,927
①外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	200	8
②地方公共団体金融機関向け	781	31	910	36
③我が国の政府関係機関向け	1,865	74	1,894	75
④地方三公社向け	1,281	51	1,299	51
⑤金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	109,317	4,372	66,234	2,649
⑥法人等向け	315,723	12,628	353,802	14,152
⑦中小企業等向け及び個人向け	171,309	6,852	171,465	6,858
⑧抵当権付住宅ローン	19,494	779	18,885	755
⑨不動産取得等事業向け	101,955	4,078	102,662	4,106
⑩3月以上延滞等	522	20	404	16
⑪取立未済手形	88	3	95	3
⑫信用保証協会等による保証付	6,620	264	6,115	244
⑬出資等	21,203	848	25,278	1,011
出資等のエクスポージャー	21,203	848	25,278	1,011
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
⑭上記以外	92,714	3,708	123,944	4,957
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものに係るエクspoージャー	44,625	1,785	77,691	3,107
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	13,158	526	12,670	506
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	34,930	1,397	33,581	1,343
2) 証券化エクspoージャー	1,845	73	3,420	136
証券化	STC要件適用分	—	—	—
非STC要件適用分	1,845	73	3,420	136
再証券化	—	—	—	—
3) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	66,781	2,671	95,160	3,806
ルック・スルー方式	66,781	2,671	95,160	3,806
マンテート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
4) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
5) 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△20,766	△830	△20,309	△812
6) CVAリスク相当額を8%で除して得た額	35	1	9	0
7) 中央清算機関関連エクspoージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	34,804	1,392	35,470	1,418
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	925,579	37,023	986,947	39,477

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

4. オペレーション・リスクの算定に当たっては、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<オペレーション・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー及び証券化エクspoージャーを除く)

① リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、信用リスクを「信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスク」と定義しております。

当金庫は、信用リスクを管理すべき重要なリスクであると認識の上、与信業務の基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定するとともに、「信用リスク管理方針」を定め、広く役職員に理解と遵守を促しています。また、信用リスク管理の基本方針や手続き等について「信用リスク管理要領」を制定し、信用リスク管理を徹底しております。

また、小口多数によるリスク分散を基本方針とするとともに、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、地区別など、さまざまな角度からのポートフォリオ管理や計測モデルを用いて信用リスク量を計測するなど、適切なリスク管理に努めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて、理事会等に報告する体制を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

審査・与信管理にあたっては、営業推進部門、審査部門、与信監査部門を独立させることで、相互牽制が働く態勢としております。

②標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

○リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

- ①株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ②株式会社日本格付研究所（JCR）
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ④S&Pグローバル・レーティング（S&P）

・カントリー・リスク・スコアについては、株式会社日本貿易保険を使用しております。

・投資信託（ファンド）については、運用会社の格付使用基準に従い分類されたリスク・ウェイトを適用しております。

○エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等は、以下のとおりです。

- ・法人等向けエクスポージャー
 - ①株式会社格付投資情報センター（R&I）
 - ②株式会社日本格付研究所（JCR）
 - ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
 - ④S&Pグローバル・レーティング（S&P）

なお、適格格付機関の参照方法は、以下のとおりです。

a. 国内企業及び国内企業の海外子会社が発行する債券等は、上記①②を参照。

両格付機関とも格付が付与されていない場合は、③④を参照。

b. 上記以外の債券等は、①②③④を参照。

・金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー

株式会社日本貿易保険のカントリー・リスク・スコア

・投資信託（ファンド）に含まれるエクspoージャー
運用会社の格付使用基準に従い分類されたリスク・ウェイト

○信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高（地域別、業種別及び残存期間別）

（単位：百万円）

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	3月以上延滞 エクspoージャー							
	信用リスクエクspoージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフバランス取引		債券		デリバティブ取引	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国 内	2,612,979	2,650,687	1,336,260	1,398,919	597,969	647,183	81	13
国 外	63,280	88,389	112	99	62,813	88,051	—	—
地 域 別 合 計	2,676,260	2,739,077	1,336,372	1,399,018	660,782	735,234	81	13
製 造 業	237,551	256,461	127,970	130,647	104,426	120,705	2	0
農 業 、 林 業	83	80	83	80	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	4,966	4,378	4,266	3,678	700	700	—	—
建 設 業	110,473	114,674	99,218	102,922	10,410	10,909	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	154,112	155,813	17,483	16,674	132,690	135,388	—	—
情 報 通 信 業	10,354	10,974	3,887	4,503	5,301	4,901	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	61,002	72,670	16,569	18,074	41,665	50,998	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	117,579	122,121	104,241	105,584	12,675	15,863	6	4
金 融 業 、 保 険 業	671,053	468,101	36,274	37,663	114,205	149,271	73	8
不 動 産 業	137,236	140,977	115,811	116,313	15,432	18,726	—	—
物 品 賃 貸 業	18,109	19,034	5,834	6,301	11,411	11,840	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	11,276	12,884	10,264	11,874	1,009	1,008	—	—
宿 泊 業	2,326	2,314	2,326	2,302	—	—	—	—
飲 食 業	13,545	13,802	13,345	13,602	200	200	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	16,838	14,412	16,210	13,784	600	600	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	4,175	4,109	4,175	4,109	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	23,408	24,318	23,283	24,218	100	100	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	35,455	37,149	34,781	35,604	499	1,395	—	—
国・地方公共団体等	792,274	998,040	485,871	528,099	209,453	212,625	—	—
個 人	212,399	220,496	212,399	220,496	—	—	—	—
そ の 他	42,036	46,260	2,071	2,483	—	—	—	—
業 種 別 合 計	2,676,260	2,739,077	1,336,372	1,399,018	660,782	735,234	81	13
1 年 以 下	419,395	379,809	128,176	139,928	25,201	49,957	80	12
1 年 超 3 年 以 下	427,541	275,301	65,417	58,290	141,334	158,301	1	0
3 年 超 5 年 以 下	195,324	199,162	79,390	72,452	115,888	125,061	—	—
5 年 超 7 年 以 下	208,394	192,168	56,069	55,348	146,958	136,650	—	—
7 年 超 10 年 以 下	349,179	373,347	204,087	232,927	143,092	138,420	—	—
10 年 超	657,002	685,457	553,194	543,115	87,807	123,342	—	—
期 間 の 定めのないもの	419,417	633,825	250,035	296,956	500	3,500	—	—
そ の 他	3	3	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	2,676,260	2,739,077	1,336,372	1,399,018	660,782	735,234	81	13

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分及び期間区分に分類することができないエクspoージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令 和 2 年 度	776	823	—	776
	令 和 3 年 度	823	844	—	823
個別貸倒引当金	令 和 2 年 度	5,737	5,697	37	5,700
	令 和 3 年 度	5,697	3,256	2,562	3,134
合 計	令 和 2 年 度	6,514	6,520	37	6,476
	令 和 3 年 度	6,520	4,100	2,562	3,958

(注) 当期減少額のその他は洗替えによるものであります。

自己資本の充実の状況等について

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	1,267	1,070	1,186	1,267	1,267	1,070	—	—
農業、林業	2	2	2	2	2	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	0	1	0	0	0	1	—	—
建設業	326	334	311	326	326	334	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2	6	4	2	2	6	—	—
卸売業、小売業	213	188	148	213	213	188	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	204	254	260	204	204	254	—	—
物品賃貸業	—	19	0	—	—	19	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	3	—	—	—	—	—
宿泊業	1,152	1,174	1,143	1,152	1,152	1,174	—	—
飲食業	17	11	9	17	17	11	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	2,305	5	2,547	2,305	2,305	5	—	—
教育、学習支援業	0	0	0	0	0	0	—	—
医療、福祉	3	2	3	3	3	2	—	—
その他のサービス	193	174	64	193	193	174	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	3	5	4	3	3	5	—	—
その他	3	1	43	3	3	1	—	—
合計	5,697	3,256	5,832	5,697	5,697	3,256	—	—

(注) 1. 当金庫は、会員の外国子会社への貸付けに対して個別貸倒引当金はございませんので「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種区分の「その他」には、保証金、出資金に対する個別貸倒引当金を記載しております。

3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	585	980,386	499	1,196,401
10%	—	92,682	—	89,208
20%	78,081	572,318	83,543	348,138
35%	—	55,699	—	46,669
50%	264,317	6,850	295,902	15,334
75%	—	219,720	—	225,298
100%	7,526	384,662	15,754	398,561
150%	—	177	—	210
250%	—	7,562	—	20,347
1250%	—	—	—	—
合計	2,670,571	—	2,735,869	—

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、当金庫は、信用リスクを軽減するため、融資案件によっては、不動産等担保や信用保証協会等保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金用途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約をいただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程」「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な保証には、政府保証等と、保証基金、信販会社、損害保険会社等の民間保証があります。民間保証に関する信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクspoージャーの種類に偏ることなく分散されております。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー		12,766	10,827	27,812	30,371	—	—
①外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	1,000	—	—
②地方公共団体金融機関向け		—	—	4,719	3,419	—	—
③我が国の政府関係機関向け		—	—	8,026	7,843	—	—
④地方三公社向け		—	—	1,186	1,708	—	—
⑤金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		—	—	707	709	—	—
⑥法人等向け		7,787	6,423	787	763	—	—
⑦中小企業等向け及び個人向け		3,906	3,385	12,385	14,927	—	—
⑧抵当権付住宅ローン		—	—	—	—	—	—
⑨不動産取得等事業向け		1,072	1,018	—	—	—	—
⑩3月以上延滞等		—	—	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引については、原則ヘッジ目的とし、ヘッジ目的以外で実施する場合は、その目的及び管理方針・手続等について、経営会議等の承認を受け方針としております。

お客様の外国為替等にかかるリスクヘッジにお応えするため、外国為替関連取引として為替先物予約取引を行っており、また当金庫がその取引のリスクをヘッジする目的にも、同取引を行っております。また、当金庫の貸出金の為替リスクヘッジを目的とした通貨スワップ取引も行っております。

派生商品取引には、市場の変動により、損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能となることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。市場リスク取引への対応は、派生商品取引により被るリスクと保有する資産・負債が受けけるリスクが相殺されるような形で管理しております。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引(為替先物予約取引)については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定、必要に応じて担保を徴求するなど、適切な保全措置を講じております。貸出金の為替リスクヘッジを目的とした通貨スワップ取引については、与信限度枠は設定しておりませんが、相手先を信金中央金庫等信用力の高い先に限定しております。なお引当金の算定は、特段行っておりません。

その他、長期決済期間取引は該当ありません。

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクspoージャー方式	カレントエクspoージャー方式
グロス再構築コストの額	62	7
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
派 生 商 品 取 引	81	13	81	13
外 国 为 替 関 連 取 引	81	13	81	13
合 計	81	13	81	13

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

(6) 証券化工クスポートージャーに関する事項

① リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券等に組み替え、第三者に売却して流動化する取引をいい)、証券化工クスポートージャーとは証券化取引に係るエクスポートージャーをいいます。

一般的には、証券化取引における原資産の保有者であるオリジネーターと、証券化工クスポートージャーを含む金融商品等に投資する投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、オリジネーター業務は原則行わない方針としており、主に有価証券等への投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

投資家としての証券化取引にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて経営会議等に諮り、適切なリスク管理に努めることとしております。また、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」等に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものに限定するなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

② 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化工クスポートージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化工クスポートージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化工クスポートージャーに関する投資適格性の調査やモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを資金運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化工クスポートージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の検証を経たうえで、「資金運用基準」及び「融資審査権限規程」に定める決裁権限規定により最終決定することとしております。

また、保有している証券化工クスポートージャーについては、資金運用部門において当該証券化工クスポートージャー及びその裏付資産に係る情報を当該証券化工クスポートージャーを購入した信託銀行、証券会社等から半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

③ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

④ 証券化工クスポートージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

⑤ 信用金庫の子法人等(連結子法人等を除く)のうち、当該信用金庫が行った証券化取引(信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化工クスポートージャーを保有しているものの名称

当金庫はオリジネーターとして証券化取引を取り扱っていないため、当金庫の子法人等(連結子法人等を除く)は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化工クスポートージャーを保有しておりません。

⑥ 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等に関する経理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適正な処理を行っております。

⑦ 証券化工クスポートージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化工クスポートージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

①株式会社格付投資情報センター(R&I)

②株式会社日本格付研究所(JCR)

③ムーティーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)

④S&Pグローバル・レーティング(S&P)

なお、適格格付機関の参照方法は、以下のとおりです。

- 国内企業及び国内企業の海外子会社が発行する債券等は、上記①②を参照。両格付機関とも格付が付与されていない場合は、③④を参照。
- 上記以外の債券等は、①②③④を参照。

● オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートージャーに関する事項)

証券化工クスポートージャーに関する事項はございません。

● 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートージャーに関する事項)

○ 保有する証券化工クスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

①証券化工クスポートージャー(再証券化工クスポートージャーを除く)

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化工クスポートージャーの額	6,005	—	11,091	—
法人向けローン	6,005	—	11,091	—

②再証券化工クスポートージャーの保有はございません。

○ 保有する証券化工クスポートージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

①証券化工クスポートージャー(再証券化工クスポートージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポートージャー残高				所要自己資本の額			
	令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引
15%～50%未満	6,005	—	10,290	—	73	—	110	—
50%～100%未満	—	—	800	—	—	—	26	—
合計	6,005	—	11,091	—	73	—	136	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポートージャー残高×リスク・ウェイト×4%

②再証券化工クスポートージャーの保有はございません。

● 保有する再証券化工クスポートージャーに対する信用リスク削減手法の適用に関する事項はございません。

(7) オペレーション・リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、オペレーション・リスクを「当金庫の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しております。

当金庫は、オペレーション・リスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク）は可能な限り回避すべきリスクとして、管理体制や管理方針を定め、リスクを認識・評価し、リスクの顕在化の未然防止と発生時の影響度の極小化に努めております。

オペレーション・リスクのうち事務リスクについては、定期的な自主点検を実施するなど、常に事務リスク発生の危険度を把握し、事故の未然防止に万全の態勢をとっております。また、担当部署で事務リスクに関する情報の共有化を図り、必要に応じて隨時、有効な対策を講じております。

システムリスクについては、基幹系システムは（一社）しんきん共同センターに外部委託し、ネットワークシステムは（株）しんきん情報システムセンターに外部委託しており、各社から定期的に提出される「監査結果報告書」等を基に、モニタリングを実施することで、外部委託先の管理状況等について確認しております。また、補完システムをはじめとする当金庫サブシステムについては、「情報資産管理台帳」を基に、（公財）金融情報システムセンター(FISC)策定の安全管理基準に準じたシステムリスク管理及び情報セキュリティ管理を図っております。

その他のリスクについては、法務リスク（コンプライアンスリスク等）は、コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス研修の実施をはじめ、コンプライアンス事案に対する再発防止策の徹底とフォローを行い、全役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を行っております。また、お客様相談所の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報保護管理協議会設置による個人を中心とした顧客情報保護や情報セキュリティ態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。また、利益相反管理については、利益相反管理方針に基づいた態勢整備を行いお客さまの利益保護に努めています。

その他、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、情報資産保護、マネロン・テロ資金供与、反社会的勢力対策についても各々方針を定め所管部が発生防止に向けた取組みを進めています。

リスクの計測については、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクについては、リスク管理委員会等、各種委員会において、協議・検討するとともに、必要に応じて、理事会等に報告する体制を整備しております。

② オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、上場不動産投資信託、株式関連投資信託等が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、上場不動産投資信託、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及びVaRによるリスク計測により把握し、毎月リスク管理委員会で評価・検討するとともに、運用状況に応じて経営会議等に諮り、投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式等に関しては、当金庫が定める「自己査定規程」等に基づいた適切な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、必要に応じて経営会議等に諮り、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等に関する経理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った処理を行っております。

○貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	29,361	29,361	32,028	32,028
非上場株式等	9,028	—	8,816	—
合計	38,390	—	40,844	—

○出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	676	213
売却損	551	254
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	4,725	3,102

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額はございません。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	80,269	121,706
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	—	—

(10) 銀行勘定における金利リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、「市場金利の変動により、金融資産・負債（預金、貸出金、投資有価証券等）の経済価値や、金融資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスク」を言います。

金利リスクについては、 ΔEVE （注1）および ΔNII （注2）を複数の金利シナリオに基づき算出しているほか、VaRなどの指標を併用して管理しております。

こうして把握する金利リスクの状況は、月次で開催するリスク管理委員会において評価するとともに、リスク削減手法を講じる必要性も検討しております。

(注1) ΔEVE …金利ショックに対する現在価値の減少額

(注2) ΔNII …金利ショックに対する期間収益の減少額

② 金利リスク算定方法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII ならびに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

○開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII ならびに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項	
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	5.09年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	10年
流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提	普通預金など満期の無い流動性預金については、内部モデルを使用して預金残高推移を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計にあたっては、過去の預金残高の変化と景気指標との関係性、市場金利に対する預金金利の追随率に基づく影響を考慮しております。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提を使用しております。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨ごとに算出した金利リスクの正值を単純合算しております。
スプレッドに関する前提	スプレッド及びその変動は考慮していません。
内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提	当金庫では、コア預金の算出に内部モデルを使用しております。コア預金については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼす可能性があります。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	ΔEVE は、有価証券の増加を主要な要因として増加しました。 なお、金利リスクの算定にかかる前提に変更はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当金庫の重要性テスト（ ΔEVE ／自己資本の額）の結果は自己資本の20%を超えておりますが、金利リスク量は自己資本の余裕額（自己資本額から最低維持資本額を除いた額）の範囲内となっています。さらに、複数の指標によるモニタリング、ストレステストの実施、市場環境が急変した場合の対応策の検討等を定期的に実施するなど、適切にコントロールを行っております。

○当金庫が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項					
金利ショックに関する説明	金利リスクについては、VaR（過去一定期間における金利上昇幅に基づき将来発生し得る最大損失を確率的に算出する方法）に基づき月次でリスク量を計測し、信用リスクやその他のリスクとともに、統合的リスク管理の枠組みの中で、自己資本に対して許容可能な水準に収まるように管理しております。				
金利リスク計測の前提及びその意味	<p>○市場リスクのVaR (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>18,798</td> <td>20,341</td> </tr> </table> <p>・VaR計測の前提 ①有価証券: 観測期間1年、信頼区間99%、保有期間2か月 ②預け金: 観測期間1年、信頼区間99%、保有期間6か月 ③貸出金・預積金等: 観測期間5年、信頼区間99%、保有期間1年 ※有価証券のVaRは、債券と株式・投資信託との相関を考慮しています。また、運用勘定、調達勘定のリスク量を相殺しております。</p>	令和2年度	令和3年度	18,798	20,341
令和2年度	令和3年度				
18,798	20,341				

○金利リスクの状況

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項目番号		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	31,834	27,288	1,512	1,736
2	下方パラレルシフト	—	—	—	46
3	ステイプル化	18,366	17,976		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	31,834	27,288	1,512	1,736
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	123,259		119,967	

(注) 1. 連結の金利リスク量については、当金庫の関連会社の資産及び負債が、総資産及び総負債に対して極めて小さいことから、単体と同じ数値としているため、単体のみを表示しております。

当金庫及び連結子会社の主要な事業の内容及び組織の構成

瀬戸信用金庫グループは、当金庫、子会社2社で構成され、信用金庫業務を中心にリース業務、保証業務などの金融サービスを提供しております。

瀬戸信用金庫

国 内

本店のほか支店71店（うち出張所4店舗）

子会社…2社 せとしんリース株式会社 せとしん信用保証株式会社

○子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金	当金庫議決権比率	子会社等の議決権比率
せとしんリース株式会社	愛知県尾張旭市三郷町栄46番地	総合リース業務	昭和60.4.1	20百万円	100%	0%
せとしん信用保証株式会社	愛知県尾張旭市三郷町栄46番地	信用保証業務	昭和60.11.5	10百万円	100%	0%

(令和4年3月末現在)

当金庫及び連結子会社の事業の概況

当連結会計年度の業績は次のとおりです。

預金積金の期末残高は2兆1,607億円、貸出金の期末残高は1兆974億円となりました。また、連結総資産は568億円増加の2兆5,715億円、連結純資産は52億円減少の1,270億円となりました。

収益の状況につきましては、連結経常利益は1,493百万円増加し、4,784百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は342百万円増加し、3,329百万円となりました。

連結自己資本比率につきましては、0.48ポイント低下し、12.76%となりました。

連結子会社の事業概況

○せとしんリース 株式会社

項目		令和3年度
業績	当期末契約先数	471先
	期中新規契約件数	187件
	期中新規契約額	626百万円

項目		令和3年度
損益	売上高	1,129百万円
	経常利益	41百万円
	当期純利益	55百万円

・事業の概況

令和3年度におけるわが国の経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、供給制約の強まり、原材料価格の上昇等もあり、全業種にわたり厳しい年でありました。今後におきましても、本格的な回復時期は不透明な状況が続くものと思われます。

当社は、母体金庫の取引先企業を中心に積極的な営業活動を展開してまいりましたが、当期中のリース新規契約は、取扱件数187件で前期比12件増加、新規契約額は6億26百万円で前期比3億74百万円の減少となりました。

損益面につきましては、営業収益（売上高）は、11億29百万円と前期比29百万円の増収となりました。

当期純利益は55百万円と前期比40百万円の増益となりました。

○せとしん信用保証 株式会社

項目		令和3年度
業績	期中新規保証取扱実績	399件
	期中新規保証取扱額	8,905百万円
	保証件数	10,442件
	保証残高	141,928百万円

項目		令和3年度
損益	売上高	209百万円
	経常利益	146百万円
	当期純利益	96百万円

・事業の概況

わが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、原油高・円安による物価高、また今年2月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻など、先行き不透明な情勢に直面しております。住宅投資は弱い動きが続いていることに加えて、金融機関の住宅ローン獲得競争は益々厳しくなっております。

こうした状況下、当社の当期中の新規保証取扱実績は、前期比194件の減少、取扱額では1,792百万円減少しました。

住宅ローン期末保証実績は、前期比191件の減少、保証残高は2,708百万円減少しました。

収益面につきましては、当期純利益96百万円を計上し、前期比4百万円の減益となりました。

主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
連結経常収益	24,676	24,703	24,720	22,078	22,961
連結経常利益	3,402	2,783	2,811	3,290	4,784
親会社株主に帰属する当期純利益	2,023	2,326	1,840	2,987	3,329
連結純資産額	127,648	131,857	123,389	132,270	127,007
連結総資産額	2,354,139	2,379,078	2,381,202	2,514,680	2,571,569
連結自己資本比率	14.14%	13.57%	12.72%	13.24%	12.76%

(注) 1. 連結自己資本比率は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

* 2019年5月1日に元号が「令和」に改められたことに伴い、2019年度全体を通じて「令和元年度」と表記します。

連結財務諸表

■ 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和2年度 (3年3月31日現在)	令和3年度 (4年3月31日現在)
(資産の部)		
現 金	8,680	9,727
預 け 金	608,718	531,064
買 入 金 錢 債 権	2,206	3,411
金 銭 の 信 託	—	3,000
商 品 有 価 証 券	44	—
有 価 証 券	780,147	888,308
貸 出 金	1,080,221	1,097,441
外 国 為 替	932	1,090
そ の 他 資 産	15,428	14,354
有 形 固 定 資 産	24,436	24,602
建 物	7,986	7,811
土 地	13,594	13,992
リース資産	770	626
建 設 仮 勘 定	17	264
その他の有形固定資産	2,067	1,908
無 形 固 定 資 産	121	113
ソ フ ト ウ ェ ア	32	25
その他の無形固定資産	89	87
繰 延 税 金 資 産	—	2,131
債 務 保 証 見 返	721	615
貸 倒 引 当 金	△ 6,979	△ 4,292
うち個別貸倒引当金	△ 6,085	△ 3,368
資 産 の 部 合 計	2,514,680	2,571,569

(単位:百万円)

科 目	令和2年度 (3年3月31日現在)	令和3年度 (4年3月31日現在)
(負債の部)		
預 金 積 金	2,131,309	2,160,737
譲 渡 性 預 金	5,148	5,148
借 用 金	230,886	264,756
外 国 為 替	0	1
そ の 他 負 債	4,880	4,468
賞 与 引 当 金	881	926
役 員 賞 与 引 当 金	19	24
退職給付に係る負債	7,109	7,348
役員退職慰労引当金	256	292
睡眠預金払戻損失引当金	127	136
偶 発 損 失 引 当 金	354	105
そ の 他 の 引 当 金	0	—
繰 延 税 金 負 債	713	—
債 務 保 証	721	615
負 債 の 部 合 計	2,382,409	2,444,561
(純資産の部)		
出 資 金	1,209	1,209
資 本 剰 余 金	1,078	1,078
利 益 剰 余 金	119,731	123,041
処 分 未 満 持 分	△ 0	△ 0
会 員 勘 定 合 計	122,019	125,329
その他有価証券評価差額金	10,251	1,678
評価・換算差額等合計	10,251	1,678
非 支 配 株 主 持 分	—	—
純 資 産 の 部 合 計	132,270	127,007
負債及び純資産の部合計	2,514,680	2,571,569

■ 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和2年度 (2年4月1日~3年3月31日)	令和3年度 (3年4月1日~4年3月31日)
経 常 収 益	22,078	22,961
資 金 運 用 収 益	17,882	18,765
貸 出 金 利 息	10,243	10,447
預 け 金 利 息	642	716
有 価 証 券 利 息 配 当 金	6,766	7,374
その他の受入利息	229	226
役 務 取 引 等 収 益	2,386	2,540
そ の 他 業 務 収 益	516	422
そ の 他 経 常 収 益	1,293	1,232
経 常 費 用	18,787	18,177
資 金 調 達 費 用	820	525
預 金 利 息	798	511
給付補償備金繰入額	21	14
譲渡性預金利息	1	2
その他の支払利息	△ 1	△ 3
役 務 取 引 等 費 用	1,111	1,137
そ の 他 業 務 費 用	220	277
経 費	15,278	15,039
そ の 他 経 常 費 用	1,356	1,196
そ の 他 の 経 常 費 用	1,332	1,089
経 常 利 益	3,290	4,784
特 別 利 益	5	0
固 定 資 産 処 分 益	5	0
特 別 損 失	96	10
固 定 資 産 処 分 損	41	5
減 損 損 失	55	4
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	3,199	4,774
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	555	1,007
法 人 税 等 調 整 額	△ 342	437
法 人 税 等 合 計	212	1,445
当 期 純 利 益	2,987	3,329
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	2,987	3,329

(単位:百万円)

■ 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	令和2年度 (2年4月1日~3年3月31日)	令和3年度 (3年4月1日~4年3月31日)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	1,078	1,078
資本剰余金増加高	—	—
そ の 他	—	—
資本剰余金減少高	—	—
そ の 他	—	—
資本剰余金期末残高	1,078	1,078
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	116,792	119,760
利益剰余金増加高	2,987	3,329
親会社株主に帰属する当期純利益	2,987	3,329
利益剰余金減少高	47	47
配 当 金	47	47
利益剰余金期末残高	119,731	123,041

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)

令和3年度末における信用金庫法開示債権(リスク管理債権)に基づく開示債権(不良債権)額 [連結] は265億円です。その内容については、21ページに記載しております。

■ 事業の種類別セグメント情報

当金庫及び連結子会社は信用金庫業務以外にリース業務、保証業務などを営んでいますが、これらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は掲載しておりません。

■ 連結損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益 1,377円32銭
 3. 「収益認識に関する会計基準」に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当連結会計期間の顧客との契約から生じる収益は、2,308百万円であります。
 4. 収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において重要な会計方針と合わせて注記しております。
 5. 資金調達費用に含まれるその他の支払利息のマイナスは金利がマイナスの取引を約定したことにより、純額でマイナスになったことによるものです。

■ 連結貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託の評価は、有価証券に準じた方法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く））並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～50年
その他 4年～50年
- 連結される子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。
6. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、子会社のソフトウェアについては、連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
8. 「当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の専分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の専分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を以下のとおり計上しております。
- (1) 与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと未保全の債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。
- (2) 上記(1)以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を未保全の債権の帳簿価額に乗じた額を貸倒引当金として計上しております。
- 貸出条件に問題のある債務者は、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部を管理権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を算定期間とし、過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加え算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保、保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は466百万円であります。
- 連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当しております。
10. 奨与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
11. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異を考慮する方法については次のとおりであります。
- 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の連結会計年度から損益処理
- 「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しております。
- 当金庫及び連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）に加入しており、当金庫及び連結される子会社の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫及び連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）
- | | |
|----------------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,732,930百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,817,887百万円 |
| 差引額 | △ 84,957百万円 |
| ②制度全体に占める当金庫及び連結される子会社の掛金拠出割合（令和3年3月分） | 1,255,9% |
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主要な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫及び連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金244百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け率との額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫及び連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
14. 睡眠預金払戻損引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
15. 個別損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支給見込額を計上しております。
16. 貸出金の一部につき、為替変動リスクのヘッジ手段として通貨スワップ取引を行っており、「会計制度委員会報告第14号」に規定する振当処理による会計処理を行っております。ヘッジの有効性の評価につきましては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動との間に高い相関関係があったかどうかを確認することで判定しております。
17. 収益の計上方法
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取扱い等の国内為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、国外為替送金手数料等の国外為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で受益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
18. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
19. 重要な会計上の見積り
- 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。
- (1) 連結財務諸表に計上した金額
貸倒引当金 4,292百万円（うち、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う影響を踏まえた予想損失率の修正により必要な調整として計上した貸倒引当金 146百万円）
- (2) 見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報
(見積りの金額の算出方法)
貸倒引当金の算定方法は、注記事項9に記載しております。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う経済への影響により予想される損失に備えるため、特定債務者の足下の業績悪化の状況を踏まえて貸倒引当金を計上するとともに、特に影響を強く受け特定業種について貸倒実績に予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって貸倒引当金を計上しております。
- (3) 見積りの金額の算出に用いた主要な仮定
①債務者の区分の決定における債務者の選択予想については、入手可能な情報に基づく仮定をおいております。
- ②前連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う経済への影響は今後一定期間続くものと考えられ、貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定をしておりましたが、当該仮定について、当連結会計年度において重要な変更を行っておりません。
- ③正常先債権については総体として過去に有していた正常先債権、その他要注意先債権について総体として過去に有していた正常先債権、要管理先債権については総体として過去に有していた要管理先債権と同程度の損失が発生するという仮定をおいております。（翌年度の計算書類に与える影響）
債務者の区分の決定及び予想損失率の決定（予想損失率の決定における必要な修正を含む）等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の状況を含む外部環境や債務者の内部環境の変化により、債務者及び特定業種の将来の業績への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。
20. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 一百万円
21. 有形固定資産の減価償却累計額 26,108百万円
22. 有形固定資産の圧縮計画額 21百万円
23. 総括貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等、営業用車両、電話設備、本部用設備については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
24. 金庫金庫及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部に係る債権）に係る債権であります。当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る）、貸出金、外国為替「その他資産」中の未収利息、仮払金、債務保証見返、保証債務求償権及び未収リース料並びに解約未収金の各勘定に計上されるもの並びに記載されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貯蔵債契約によるものに限る））であります。
- | | |
|-------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれに準する債権額 | 4,142百万円 |
| 危険債権額 | 22,382百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 6百万円 |
| 合計額 | 26,532百万円 |
- 破産更生債権及びこれに準する債権とは、破産手続開始・再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準する債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれに準する債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれに準する債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、利回りの支払猶予、元本の返済猶予、債務放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれに準する債権。危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. 手形引当金は、商業別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付替手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,123百万円であります。
26. 担保に供している資産
- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 預け金 | 30,000百万円 |
| 有価証券 | 29,482.9百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預 金 | 35,163百万円 |
| 借 用 金 | 264,756百万円 |
| 上記のほか、為替決済、手形交換等の担保として、預け金 66,000百万円、及び「その他資産」の「その他の資産」として現金 23百万円を差れております。 | |
| 27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は56百万円であります。 | |
| 28. 出資口1当りの純資産額 | 52,498円28銭 |
| 29. 金融商品の状況に関する事項 | |
| (1) 金融商品に対する取組方針 | |
| 当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引を行っております。 | |
| (2) 金融商品の内容及びそのリスク | |
| 当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であり、貸出先等の倒産や財務内容悪化などによってもたらされる信用リスクや、金利リスク、為替リスクに晒されております。 | |
| また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及びわざかながら事業推進目的でも保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 | |
| 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。 | |
| 金融商品に関する金利リスク・為替リスクのヘッジ手段の一つとして、通貨スワップ取引・為替予約取引等を行っております。 | |
| (3) 金融商品に係るリスク管理体制 | |
| ① 信用リスクの管理 | |
| 当金庫グループは、融資業務及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などを与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われます。また、定期的に経営陣による理事会や経営会議で審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。 | |
| 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関する規程においては、資金証券部・リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行っております。それらの管理状況は定期的に開催する理事会やリスク管理委員会で報告・協議を行っております。 | |
| ② 市場リスクの管理 | |
| (i) 金利リスクの管理 | |
| 当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。 | |
| ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続き等を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM・金利検討委員会 | |

自己資本の充実の状況等について

■ 連結における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	121,971	125,281
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,288	2,288
うち、利益剰余金の額	119,731	123,041
うち、外部流出予定額(△)	47	47
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るもの	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	894	923
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	894	923
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	122,866	126,205
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	121	113
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	121	113
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	121	113
自己資本		
自己資本の額 [(イ) - (ロ)] (ハ)	122,744	126,092
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	891,641	952,362
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△20,766	△20,309
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	△20,766	△20,309
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	35,019	35,590
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	926,660	987,953
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 [(ハ) / (二)]	13.24%	12.76%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況等について

2. 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等である会社はございません。

(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	891,641	35,665	952,362	38,094
1) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	843,745	33,749	874,080	34,963
①外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	200	8
②地方公共団体金融機関向け	781	31	910	36
③我が国の政府関係機関向け	1,865	74	1,894	75
④地方三公社向け	1,281	51	1,299	51
⑤金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	109,317	4,372	66,234	2,649
⑥法人等向け	314,486	12,579	352,878	14,115
⑦中小企業等向け及び個人向け	171,269	6,850	171,451	6,858
⑧抵当権付住宅ローン	19,494	779	18,885	755
⑨不動産取得等事業向け	101,955	4,078	102,662	4,106
⑩3月以上延滞等	522	20	404	16
⑪取立未済手形	88	3	95	3
⑫信用保証協会等による保証付	6,620	264	6,115	244
⑬出資等	21,178	847	25,253	1,010
出資等のエクスポージャー	21,178	847	25,253	1,010
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
⑭上記以外	94,882	3,795	125,793	5,031
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	44,625	1,785	77,691	3,107
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	13,158	526	12,670	506
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	37,098	1,483	35,431	1,417
2) 証券化エクspoージャー	1,845	73	3,420	136
証券化	STC要件適用分	—	—	—
非STC要件適用分	1,845	73	3,420	136
再証券化	—	—	—	—
3) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	66,781	2,671	95,160	3,806
ルック・スルー方式	66,781	2,671	95,160	3,806
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
4) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
5) 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△20,766	△830	△20,309	△812
6) CVAリスク相当額を8%で除して得た額	35	1	9	0
7) 中央清算機関連携エクspoージャー	—	—	—	—
口. オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	35,019	1,400	35,590	1,423
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	926,660	37,066	987,953	39,518

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

4. オペレーションル・リスクの算定に当たっては、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<オペレーションル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクspoージャーを除く)

○信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別、業種別及び残存期間別〉

(単位:百万円)

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3月以上延滞 エクspoージャー	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国 内	2,613,739	2,650,547	1,335,022	1,397,992	597,969	647,183	81	13	3,880	1,137
国 外	63,280	88,389	112	99	62,813	88,051	—	—	—	—
地 域 別 合 計	2,677,020	2,738,936	1,335,134	1,398,092	660,782	735,234	81	13	3,880	1,137
製 造 業	237,551	256,461	127,970	130,647	104,426	120,705	2	0	1,170	859
農 業 、 林 業	83	80	83	80	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	4,966	4,378	4,266	3,678	700	700	—	—	5	5
建 設 業	110,473	114,674	99,218	102,922	10,410	10,909	—	—	22	46
電気・ガス・熱供給・水道業	154,112	155,813	17,483	16,674	132,690	135,388	—	—	—	—
情 報 通 信 業	10,354	10,974	3,887	4,503	5,301	4,901	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	61,002	72,670	16,569	18,074	41,665	50,998	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	117,579	122,121	104,241	105,584	12,675	15,863	6	4	215	142
金 融 業 、 保 険 業	671,044	468,092	36,274	37,663	114,205	149,271	73	8	—	—
不 動 産 業	137,236	140,977	115,811	116,313	15,432	18,726	—	—	74	78
物 品 賃 貸 業	16,855	18,092	4,597	5,374	11,411	11,840	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	11,276	12,884	10,264	11,874	1,009	1,008	—	—	—	—
宿 泊 業	2,326	2,314	2,326	2,302	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	13,545	13,802	13,345	13,602	200	200	—	—	4	1
生活関連サービス業、娯楽業	16,838	14,412	16,210	13,784	600	600	—	—	2,372	—
教 育、学 習 支 援 業	4,175	4,109	4,175	4,109	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	23,408	24,318	23,283	24,218	100	100	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	35,455	37,149	34,781	35,604	499	1,395	—	—	15	3
国・地方公共団体等	792,274	998,040	485,871	528,099	209,453	212,625	—	—	—	—
個 人	212,399	220,496	212,399	220,496	—	—	—	—	—	—
そ の 他	44,059	47,071	2,071	2,483	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	2,677,020	2,738,936	1,335,134	1,398,092	660,782	735,234	81	13	3,880	1,137
1 年 以 下	418,806	379,099	127,587	139,217	25,201	49,957	80	12	—	—
1 年 超 3 年 以 下	427,053	275,086	64,929	58,075	141,334	158,301	1	0	—	—
3 年 超 5 年 以 下	195,164	199,162	79,230	72,452	115,888	125,061	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	208,394	192,168	56,069	55,348	146,958	136,650	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	349,179	373,347	204,087	232,927	143,092	138,420	—	—	—	—
10 年 超	657,002	685,457	553,194	543,115	87,807	123,342	—	—	—	—
期間の定めのないもの	421,415	634,609	250,035	296,956	500	3,500	—	—	—	—
そ の 他	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	2,677,020	2,738,936	1,335,134	1,398,092	660,782	735,234	81	13	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分及び期間区分に分類することができないエクspoージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等について

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	852	894	—	852	894
	令和3年度	894	923	—	894	923
個別貸倒引当金	令和2年度	6,188	6,085	44	6,143	6,085
	令和3年度	6,085	3,368	2,794	3,290	3,368
合 計	令和2年度	7,040	6,979	44	6,996	6,979
	令和3年度	6,979	4,292	2,794	4,185	4,292

(注) 当期減少額のその他は洗替えによるものであります。

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	1,267	1,070	1,186	1,267	1,267	1,070	—	—
農業、林業	2	2	2	2	2	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	0	1	0	0	0	1	—	—
建設業	326	334	311	326	326	334	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2	6	4	2	2	6	—	—
卸売業、小売業	213	188	148	213	213	188	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	204	254	260	204	204	254	—	—
物品賃貸業	—	19	0	—	—	19	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	3	—	—	—	—	—
宿泊業	1,152	1,174	1,143	1,152	1,152	1,174	—	—
飲食業	17	11	9	17	17	11	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	2,305	5	2,547	2,305	2,305	5	—	—
教育、学習支援業	0	0	0	0	0	0	—	—
医療、福祉	3	2	3	3	3	2	—	—
その他のサービス	193	174	64	193	193	174	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	3	5	4	3	3	5	—	—
その他の	391	114	494	391	391	114	—	—
合 計	6,085	3,368	6,188	6,085	6,085	3,368	—	—

(注) 1. 当金庫及びその連結子会社等は、会員の外国子会社への貸付けに対して個別貸倒引当金はございませんので「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種区分の「その他」には、保証金、出資金、未収リース料等に対する個別貸倒引当金を記載しております。

3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	585	980,386	499	1,196,401
10%	—	92,682	—	89,208
20%	78,081	572,318	83,543	348,138
35%	—	55,699	—	46,669
50%	264,317	6,850	295,902	15,334
75%	—	219,668	—	225,279
100%	7,526	385,475	15,754	399,330
150%	—	177	—	210
250%	—	7,562	—	20,408
1250%	—	—	—	—
合 計	2,671,332	—	2,736,680	—

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスク及び中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・テリバティブ	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート	12,766	10,827	27,812	30,371	—	—	—
①外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	1,000	—	—	—
②地方公共団体金融機関向け	—	—	4,719	3,419	—	—	—
③我が国の政府関係機関向け	—	—	8,026	7,843	—	—	—
④地方三公社向け	—	—	1,186	1,708	—	—	—
⑤金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	707	709	—	—	—
⑥法人等向け	7,787	6,423	787	763	—	—	—
⑦中小企業等向け及び個人向け	3,906	3,385	12,385	14,927	—	—	—
⑧抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—
⑨不動産取得等事業向け	1,072	1,018	—	—	—	—	—
⑩3月以上延滞等	—	—	—	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポート方式	カレントエクスポート方式
グロス再構築コストの額	62	7
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
派生商品取引	81	13	81	13
外 国 為 替 関 連 取 引	81	13	81	13
合 計	81	13	81	13

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

自己資本の充実の状況等について

(6) 証券化工クスポートナーに関する事項

● 連結グループがオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートナーに関する事項)

証券化工クスポートナーに関する事項はございません。

● 連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートナーに関する事項)

○保有する証券化工クスポートナーの額及び主な原資産の種類別の内訳

①証券化工クスポートナー(再証券化工クスポートナーを除く)

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化工クスポートナーの額	6,005	—	11,091	—
法人向けローン	6,005	—	11,091	—

②再証券化工クスポートナーの保有はございません。

○保有する証券化工クスポートナーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

①証券化工クスポートナー(再証券化工クスポートナーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポートナー残高				所要自己資本の額			
	令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15%～50%未満	6,005	—	10,290	—	73	—	110	—
50%～100%未満	—	—	800	—	—	—	26	—
合計	6,005	—	11,091	—	73	—	136	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポートナー残高×リスク・ウェイト×4%

②再証券化工クスポートナーの保有はございません。

●保有する再証券化工クスポートナーに対する信用リスク削減手法の適用に関する事項はございません。

(7) 出資等エクスポートナーに関する事項

○貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	29,361	29,361	32,028	32,028
非上場株式等	9,003	—	8,791	—
合計	38,365	—	40,819	—

○出資等エクスポートナーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	676	213
売却損	551	254
償却	—	—

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	4,725	3,102

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額はございません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートナーに関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポートナー	80,269	121,706
マンデート方式を適用するエクスポートナー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポートナー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポートナー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポートナー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

連結対象の子会社の金利リスクは僅少であり、金利リスクの影響は限定的であると認識していることから単体のみ開示しております。

開示項目一覧

■ 信用金庫法施行規則に基づく開示項目

■ 単体ベースの項目

●第132条第1項第1号

金庫の概況及び組織に関する事項

イ 事業の組織	22
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	22
ハ 会計監査人の氏名又は名称	35
ニ 事務所の名称及び所在地	24

●第132条第1項第2号

金庫の主要な事業の内容

金庫の主要な事業の内容	22
-------------	----

●第132条第1項第3号

金庫の主要な事業に関する事項

イ 直近の事業年度における事業の概況	4 ~ 5
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
(1) 経常収益	4
(2) 経常利益	4
(3) 当期純利益	4
(4) 出資総額及び出資総口数	4
(5) 純資産額	4
(6) 総資産額	4
(7) 預金積金残高	4
(8) 貸出金残高	4
(9) 有価証券残高	4
(10) 単体自己資本比率	4
(11) 出資に対する配当金	4
(12) 職員数	4
ハ 直近の2事業年度における事業の状況	
· 主要な業務の状況を示す指標	
(1) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	38
(2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支役務取引等収支及びその他業務収支	38
(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	38
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	38
(5) 総資産経常利益率	38
(6) 総資産当期純利益率	38
· 預金に関する指標	
(1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	39
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	39
· 貸出金等に関する指標	
(1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	39
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	39
(3) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	39
(4) 使途別の貸出金残高	40
(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	40
(6) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	39
· 有価証券に関する指標	
(1) 商品有価証券の種類別の平均残高	41
(2) 有価証券の種類別の残存期間別の残高	41
(3) 有価証券の種類別の平均残高	41
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	41

●第132条第1項第4号

金庫の事業の運営に関する事項

イ リスク管理の体制	16
ロ 法令遵守の体制	15
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	10 ~ 11
ニ 金融ADR制度への対応	19

●第132条第1項第5号

金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	34 ~ 37
ロ 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び	
(1) から (4) までに掲げるものの合計額	20
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 3月以上延滞債権（貸出金のみ）	
(4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	
(5) 正常債権	
ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	43 ~ 50
ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	42
(2) 金銭の信託	42
(3) 第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ等取引）	42
ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
ハ 貸出金償却の額	40
ト 会計監査人の監査を受けている旨	35

●第132条第1項第6号

報酬等に関する事項

金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	23
---------------------------------------------	----

■ 連結ベースの項目

●第133条第1号

金庫及びその子会社等の概況に関する事項

イ 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	51
ロ 金庫の子会社等に関する事項	
(1) 名称	51
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	51
(3) 資本金又は出資金	51
(4) 事業の内容	51
(5) 設立年月日	51
(6) 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	51
(7) 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	51

●第133条第2号

金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

イ 直近の事業年度における事業の概況	51
ロ 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	
(1) 経常収益	51
(2) 経常利益	51
(3) 親会社株主に帰属する当期純利益	51
(4) 純資産額	51
(5) 総資産額	51
(6) 連結自己資本比率	51

●第133条第3号

金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	52 ~ 54
ロ 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び	
(1) から (4) までに掲げるものの合計額	21
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 3月以上延滞債権（貸出金のみ）	
(4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	
(5) 正常債権	
ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	55 ~ 60
ニ 事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額	52

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示項目

●第7条

資産の査定の公表

濑戸信用金庫

愛知県瀬戸市東横山町119番地の1

TEL (0561) 82-3141

ホームページ <https://www.setoshin.co.jp>

瀬戸信用金庫
オリジナルキャラクター



せとちゃん



当金庫や地域の情報を伝えします
せとしんLINE

